



熊本県立裝飾古墳
平成9年度
研究紀要
第3集

平成9年度研究紀要

第 3 集

目 次

はじめに

線刻をもつ横穴墓 1

坂口 圭太郎

竈門寺原遺跡出土土器の蛍光X線分析 13

三辻 利一

長谷部善一

平成10年3月

熊本県立装飾古墳館

は じ め に

本館も開館以来6年、館職員一丸となって、御来館の方々の御期待と御要望に応え得るべく、展示の構成や展示物の充実に心を砕いてまいりました。また、年二回の企画展を開催すると共に、県民参加型の博物館として体験学習を重視し、学校週五日制にも対応、館内外での体験学習会も実施いたしております。お蔭様で昨年の7月には、開館以来の入館者数が30万人を突破いたしました。これまで御来館頂いた皆様には、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本館の研究紀要是、平成4年度に第一集、同7年に第二集を発行してきましたが、この度第三集を刊行致すことになりました。当館初代館長の館運営の基本方針のなかに、館職員として「旺盛な研究意欲を持て」という言葉がありますが、私たちは多忙を隠れ蓑に、今まで博物館学芸員としての研究の方は、若干おそろかになっていた嫌いがあるようです。

研究紀要としては、未だ第三集目で三才児と言ったところです。内容については未熟な点も多々ありますが、活字にして出版することに意義を見い出し、今後も館職員の研修の場として、大切に育てて行きたいと考えています。

今後とも、皆様からのご指導ご鞭撻を頂きますよう、宜しくお願ひいたします。

平成10年3月31日

熊本県立装飾古墳館・副館長 桑原 憲彰



竈門寺原1号墳出土須恵器

線刻をもつ横穴墓

坂口圭太郎

はじめに

装飾古墳は全国で600あまりの事例が知られており、その装飾において様々な手法が取られている。

線刻は、装飾のなかでも被葬者に対して明確な意図をもって刻まれたのかどうかの判断が難しく、また、なかには悪戯で重ね描きされているものもあり、慎重な検討が要される。

特に、横穴墓では、開口時期が比較的古いものが多く、近年まで貯蔵庫や住居として利用されていたため、内部が著しく傷つけられており、埋葬に伴う装飾であると明確に判断できるものが少ない。

本地名表では、現時点において、網羅できるものについては多くの資料を提示すべきと考え、一部判断が分かれるものについても表中に記載した。

各地域における線刻について

横穴墓における線刻は地域毎に特徴が認められる。

九州は全国でも装飾古墳が数多く存在している。なかでも横穴墓は相当数築造され、またその装飾も多様である。最も多く見られる線刻は円文や三角文である。他に熊本県では外壁に人物や武具類が浮彫によって表現され、その上から赤で彩色を施されているものが良く知られている。また、一部の横穴墓では、石室あるいは家屋を意識したものと考えられる垂木状のものが確認される。福岡県では北部の横穴墓に鳥や格子文等が認められる。

山陰では、島根県の横穴墓に船や人物、動物等が描かれている。

近畿に入ると、大阪府柏原市の横穴墓に人物や鳥や船等がみられる。

東海では人物が多く描かれ、またなかには、仏像に似た人物が描かれているものもあり、造られた時期を考えるうえで十分に検討を有する。他には、鳥や幾何学文の図柄もみられる。

関東でも、東海地方と同様に人物が多く描かれているが、なかには仏像と指摘されるものが含まれており、後世の追刻でないかとの意見もあり、東海地方の事例とともに慎重に検討しなければならない。その他に船、馬等が確認されている。

また、千葉県茂原市と長柄町の事例では、明らかに家屋を意識したものが多数あり注目される。一方、内陸の福島県ではこの地域独自の様相として、木の葉や渦巻文が認められる。

北陸は、日本海に面し海上交通の要衝として古代から栄えてきたところでもあり、海に関連して船や魚等が描かれている。近年、富山県高岡市では馬と人物を描いた横穴墓が発見された。

東北の宮城県では、円文や船等が報告されている。

今後の課題について

近年、各地でも史誌編纂等で史跡の調査が進むにつれ、従来明確でなかった横穴墓の資料が随分増えたように思える。

増加資料とともに、群中における構成等の分析も重要な課題とされる。その足掛りとして、同じ墓群の中で、装飾をもつものと、もたないものについて揚げられる。外壁に描かれる場合、その支群内すべてに対するものと考えられないことも無いが、飾り縁に装飾が施されるものは、墓群内の有力者である個人に対する可能性もあり、規模や、立地場所等を踏まえ明らかにする必要があろう。

また、墓群内において線刻後に彩色を施すものがあるが、彩色を施さないもの、あるいは、彩色のみで描かれるものとの違いについても検討しなければならないだろう。

～全国の線刻をもつ横穴墓地名表～

熊本県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
古城 16 号 横穴墓	熊本市古城町3-1	閉塞石	盾?	線刻	須恵器・金環・鉄滓	
タ 39 号 横穴墓	タ	タ	文字?「火安」か「火守」	タ	鉄滓	
タ 46 号 横穴墓	タ	玄室	船(帆船)?	タ		
つつじが丘横穴B群1号墓	熊本市黒髪7丁目547の1他	羨道右側壁	平行斜線	線刻	須恵器・馬具・馬具・金環・玉類	モノC群中には3基確認
今村岩の下 I - 1号横穴墓	玉名郡南関町今岩の下	飾り縁・奥屍床	円文・連続三角文	線刻彩色	周辺部より須恵器と土師器を採集	
今村岩の下 III - 2号横穴墓	タ	奥屍床	連続三角文	線刻		
石貫穴観音2号横穴墓	玉名郡岱明町野口	奥屍床仕切・羨門・飾り縁	円文・連続三角文・舟形	彩色・浮彫彩色・浮彫・線刻		
石貫ナギノ6号横穴墓	玉名市石貫安易寺	飾り縁	三重円文・珠文・三角文	線刻彩色		
タ 8号横穴墓	玉名市石貫ナギノ	玄室・屍床仕切・羨門・飾り縁	二重円文・菱形文・連続三角文・弓矢・大刀・連続亜形文	線刻彩色・線刻浮彫		
タ 9号横穴墓	タ	玄室・屍床仕切・羨門・飾り縁	二重円文・菱形文・弧文・X文	線刻・線刻彩色		
タ 12号横穴墓	タ	玄室	大刀・連続X文・連続三角文	浮彫・線刻		
タ 17号横穴墓	タ	玄室・奥屍床仕切	舟形・連続三角文・円文	タ		
タ 19号横穴墓	タ	飾り縁	円文・X文	線刻		
タ 30号横穴墓	タ	玄室・屍床仕切	舟形・連続三角文	線刻・浮彫		
タ 37号横穴墓	タ	飾り縁	円文・X文	線刻彩色		
タ 39号横穴墓	タ	玄室・飾り縁	連続三角文	線刻		
タ 40号横穴墓	タ	玄室	連続三角文	タ		
タ 45号横穴墓	タ	玄室屍床仕切・飾り縁	同心円文・山形文・舟形	彩色・浮彫	鉄鉢・鉄鎌	
石貫古城 I - 7号横穴墓	タ	玄室	不明	線刻		
タ I - 16号横穴墓	玉名市石貫古城原	タ	斜線	タ		
タ I - 26号横穴墓	タ	タ	三角文	タ		
タ II - 3号横穴墓	タ	タ	植物?・不明	タ		
タ II - 13号横穴墓	タ	タ	人物・舟	タ		
原 3号横穴墓	玉名市富尾原	タ	シダ状平行斜線・人物・盾	タ		
タ 7号横穴墓	タ	玄室・飾り縁	連続三角文・円文	彩色・線刻		
タ 10号横穴墓	タ	玄室屍床仕切	舟形	浮彫		
タ 12号横穴墓	タ	玄室	連続三角文	線刻		
タ 13号横穴墓	タ	タ	連続三角文・円文	タ		
タ 15号横穴墓	タ	タ	斜線	タ		
城迫間 2号横穴墓	玉名市溝ノ上城迫間	飾り縁	舟	タ		
タ 4号横穴墓	タ	玄室	帶状文	タ		
長力 1号横穴墓	玉名郡菊水町瀬川長力	飾り縁	円文・三角文・連続三角文	線刻彩色		
北原 3号横穴墓	玉名郡菊水町瀬川北原	玄室	不明	線刻		
田中城横穴墓1群の1基	玉名郡三加和町大字春富字和仁	玄室奥屍床前・奥壁・右側壁	菱垣状文	タ		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
田中城横穴2群の1基	玉名郡三加和町大字春富字和仁	玄室側壁	斜線	線刻		
小原浦田2号横穴墓	山鹿市小原浦田	外壁	人物・馬	浮彫		
〃3号横穴墓	〃	漢道	人物	浮彫		
小原大塚13号横穴墓	山鹿市小原大塚	玄室奥屍床仕切	舟形	〃		
〃39号横穴墓	〃	漢道・外壁	鞍・人物・舟・その他	〃		
〃41号横穴墓	〃	外壁	舟・人物	線刻・浮彫 彩色		
〃53号横穴墓	〃	玄室	垂木状の屋根	陰刻		
〃54号横穴墓	〃	〃	〃	〃		
〃55号横穴墓	〃	〃	〃	線刻		
〃75号横穴墓	〃	玄室奥屍床仕切	舟形	浮彫		
〃91号横穴墓	〃	玄室	X文・(菱形文?)	線刻		
長岩41号横穴墓	〃	外壁	鞍	浮彫	S39年須恵器他 出土	
〃46号横穴墓	〃	〃	舟	浮彫彩色		
〃48号横穴墓	〃	〃	人物	〃		
〃49号横穴墓	〃	飾り縁	連続三角文	線刻彩色		
〃55号横穴墓	〃	玄室・奥屍床仕切	連続三角文・ 四角錐台形突起	線刻彩色・ 浮彫・線刻		
〃56号横穴墓	〃	〃	〃	浮彫・線刻		
〃52号横穴墓	〃	〃	人物・馬・鞍	浮彫		
〃91号横穴墓	〃	玄室・奥屍床仕切・ 外壁	連続三角文・彫りかけ	浮彫・線刻 彩色		
〃92号横穴墓	〃	外壁	盾	〃		
〃101号横穴墓	〃	〃	人物・盾・馬	〃		
〃108号横穴墓	〃	〃	人物・鞍・弓・舟	浮彫彩色		
〃109号横穴墓	〃	〃	盾	〃		
鍋田6号横穴墓	山鹿市鍋田	玄室奥壁	連続三角文・ 逆V字状文・	線刻		
〃7号横穴墓	〃	外壁	弓・矢	浮彫彩色		
〃8号横穴墓	〃	〃	盾・弓・鞍・人物・劍?	浮彫		
〃12号横穴墓	〃	外壁・玄室	盾・鞍・鞘?・馬?	浮彫彩色		
〃14号横穴墓	〃	漢門	鞍	〃		
〃21号横穴墓	〃	外壁	鞍?	〃		
〃26b号横穴墓	〃	玄室	鳥?	線刻		
〃26d号横穴墓	〃	〃	人物・その他	〃		
〃27号横穴墓	〃	奥壁・外壁	連続三角文・人物・鞍・ 鞘・刀子・盾・弓矢・劍	浮彫彩色		
〃33号横穴墓	〃	外壁	琴を持つ人物?	〃		
〃46号横穴墓	〃	〃	鞍?(未完成)	浮彫		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
鍋 田 49 号 横 穴 墓	山鹿市鍋田	玄室	円文・連続三角文・轍	線刻		
タ 50 号 横 穴 墓	タ	玄室奥壁	連続三角文・平行線	タ		
タ 52 号 横 穴 墓	タ	タ	連続三角文	線刻彩色		
タ 53 号 横 穴 墓	タ	玄室	連続三角文・轍	彩色・線刻		
付 城 67 号 横 穴 墓	山鹿市城付城・小原	玄室奥屍床仕切	連続三角文・	彩色線刻		
タ 72 号 横 穴 墓	タ	玄室奥屍床	円文・連続三角文	彩色・線刻		
城 20 号 横 穴 墓	山鹿市城字城	外壁	人物・盾	彩色浮彫		
タ 21 号 横 穴 墓	タ	タ	轍・盾	タ		
岩 原 I - 14 号 横 穴 墓	鹿央町岩原塚原	玄室屍床仕切	櫛べそ?	浮彫彩色		
タ I - 15 号 横 穴 墓	タ	玄室・屍床仕切	連続三角文	線刻彩色		
タ I - 23 号 横 穴 墓	タ	玄室側壁	平行線?	線刻		
タ I - 32 号 横 穴 墓	タ	外壁	轍	浮彫彩色		
タ V - 6 号 横 穴 墓	タ	前室奥壁	轍・円文	線刻・彩色	V群中より6世紀後半 の須恵器を採集	
桜ノ上 I - 1 号 横 穴 墓	鹿央町岩原大野原・清水	前室奥壁・後室仕 切・後室奥壁	f字状文・連続三角文・ 轍?・円文	線刻・彩色	須恵器・鉄鎌・鉄 鍔・金環	
御 領 横 穴 墓	城南町東阿高八尾	漢門上部	円文	線刻		
牛 頸 横 穴 2 号 墓	城南町東阿高一位田	閉塞石	轍	タ		
大 村 横 穴 4 号 墓	人吉市城本町城本・島岡	外壁	盾・轍・劍?	浮彫彩色		
タ 5 号 墓	タ	タ	轍・劍	浮彫・線刻 彩色		
タ 7 号 墓	タ	タ	三角文・連続三角文 轍・弓・馬・他	浮彫彩色		
タ 11 号 墓	タ	タ	円文・刀子・轍・柄?	浮彫彩色 浮彫		
タ 13 号 墓	タ	タ	円文・盾・大刀	浮彫彩色 線刻彩色・線刻		
タ 14 号 墓	タ	タ	轍・車輪文・盾	浮彫彩色 浮彫		
タ 156 号 墓	タ	外壁・玄室・飾り縁	同心円文・轍・弓	陰刻彩色 浮彫		
京ヶ峰 横 穴 1 号 墓	錦町西養毛田	外壁	轍・人物	線刻彩色 浮彫		
小 原 横 穴 4 号 墓	相良村柳瀬井沢小原	タ	円文	線刻彩色		

福岡県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
古 月 2 号 横 穴 墓	鞍手町大字古門字兵丹	玄室	動物?	線刻	須恵器・金環	
タ 6 号 横 穴 墓	タ	タ		線刻	須恵器・金環	
タ 9 号 横 穴 墓	タ	タ	斜格子文	線刻・彩色	須恵器・金環	
城 腰 横 穴 墓	穎田町大字佐伯字城腰	タ	人物	線刻	須恵器・鉄器(武 器)	消失
土 手 の 内 1 号 横 穴 墓	中間市大字垣生字土手の内	タ	舟・弓・矢・動物?	線刻		消失
瀬 戸 横 穴 墓 群 14 号	中間市大字垣生字瀬戸口	タ	円文・舟・騎馬人物・鳥	線刻・彩色		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
垣生羅漢山横穴墓3a-1号	中間市大字垣生字羅漢山	前室	鳥	彩色・線刻	鉄器(武器)・装身具・須恵器	
水町横穴墓群A-13-1号墓	直方市大字上境字水町49-1	玄室	鳥?	線刻		
△ B-18-1号墓	△	△	鳥?・その他	△	鉄器(武器)・装身具・須恵器	
相坂横穴墓14号墓	北九州市八幡西区大字本城	△	人物・動物・縦縞格子文	△	須恵器	
△ 15号墓	△	△	縦縞格子文	△	須恵器	

島根県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
十王免横穴1号墓	松江市矢田町十王免	玄室奥壁・側壁	舟にのる人物・その他	線刻		
△ 2号墓	△	△	ゴンドラ状の帆船・その他	△		
△ 7号墓	△	△	矢をつがえた人物	△		
狐谷横穴6号墓	松江市山代町狐谷	玄室側壁・前天井壁	狩人・動物	△	須恵器	
△ 12号墓	△	△	狩人・帆掛け舟?	△		
△ 15号墓	△	△	Ωに似た文様(カエル?)	△	須恵器	
深田谷横穴墓	出雲市芦渡町大字保知石字深田谷	後室奥壁・側壁	人物	△		天井に朱あり
饭ノ山横穴墓	西郷町岬町	玄室奥壁・側壁	人物・盾・動物・家屋等	△		

大阪府

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
安福寺横穴10号墓	柏原市玉手町	玄門袖部	人物・騎馬人物	線刻		
高井田横穴1-5号墓	柏原市高井田	玄室	人物・葉・太陽?・格子文・樹木	△		
△ 1-12号墓	△	△	円文・魚	△		
△ 1-21号墓	△	△	人物・木の葉	△		
△ 1-22号墓	△	△	鳥・人物	△		
△ 2-3号墓	△	玄室・羨門	騎馬人物・鳥・格子文・渦巻文?	△		
△ 2-5号墓	△	玄室	家屋・人物・犬牙文	△		
△ 2-10号墓	△	△	人物・騎馬人物・輪・翳	△		
△ 2-11号墓	△	△	X字文	△		
△ 2-12号墓	△	玄室・玄門	舟・人物・鳥・帆船・魚・太陽・縦縞・格子文・忌垣	△		
△ 2-14号墓	△	玄門	蓮華文・鉢歯文	△		
△ 2-23号墓	△	玄門・羨道	騎馬人物・渦巻文・輪・人物	△		
△ 2-27号墓	△	玄室	人物・獸・鳥・家屋・舟?・鳥居?・翳	△		
△ 2-28号墓	△	△	人物・騎馬人物・X字文	△		
△ 2-33a号墓	△	玄門	格子文?・人物?	△		
△ 2-33b号墓	△	玄室・玄門	幾何学文	△		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
高井田横穴3-2号墓	柏原市高井田	羨道・玄門	人物・唐草文?	線刻		
△ 3-6号墓	△	羨道	人物・舟	△		
△ 3-8号墓	△	玄室	人物・同心円文	△		
△ 3-8号墓(花の窟)	△	玄門・羨道	人物・花文	△		
△ 3-12号墓	△	玄室	戈を持つ人物・弓矢・人物・轂 杉文・三叉?・樹木他	△		
△ 3-14号墓	△	玄室・奥屍床仕切・ 羨道	馬・轂・鳥居?	△		
△ 4-4号墓	△	玄室	鳥・盾?・家屋?	△		
△ 4-28号墓	△	△		△		
△ 4-34号墓	△	△	格子文	△		
△ 4-40号墓	△	△	幾何学文	△		
△ 4-7号墓	△	△	人物・幾何学文	△		

静岡県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
宇刈横穴B-1号墓	袋井市大字宇刈字三沢	玄室奥壁・側壁	蓮の花?	線刻		後壁の造削の可能性ある
△ B-11号墓	△	玄室		△		後壁の造削の可能性ある
菅ヶ谷横穴B-3号墓	△ 大字国本字菅ヶ谷		水鳥・鑑・騎士・馬・扇子	△	須恵器(高杯脚)	後壁の造削の可能性ある
春岡横穴B-3号墓	△ 春岡		スッポン・家・水鳥	△		
観音堂横穴3号墓	森町飯田字本堂		人物・鳥(鶴?鶴?)	△	須恵器・土師器	
△ 10号墓	△		盾	△	耳環・丸玉(ガラス・鉱物)	

神奈川県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
洗馬谷横穴1号墓	鎌倉市関谷字下坪373	玄室	線	線刻		
△ 2号墓	△	△	船にのる人物・武器?	△		
△ 3号墓	△	△	人物	△		
△ 4号墓	△	△	三角文・人物	△		
千葉が谷横穴1号墓	△ 御成町22	△	人物	△		
森久谷横穴7号墓	藤沢市川名字森久谷259	△	人物・鳥	△		
新林右横穴1号墓	藤沢市川字新林	△	幾何学文?	△		
坂本横穴墓	横須賀市坂本町2-13	△	馬	△		
堂後下横穴9号墓	中郡大磯町堂後下2066	△	人物・盾・船・弓	△	須恵器(杯・甕)・金環・鐵鎌・直刀	
△ 12号墓	△	△	人物・弓	△	須恵器(甕)	
庄ヶ久保横穴8号墓	中郡大磯町庄ヶ久保1844-1	△	人物(三尊仏?)	△	須恵器(甕)	
清水北横穴1号墓	中郡大磯町東小磯字清水646・647	△	人物(三尊仏?)	△		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
たれこやと横穴20号墓	中郡大磯町虫窪たれに谷戸56	玄室	仏像	線刻		21号墓か?
権現田横穴7号墓	中郡大磯町国府新宿字権現田	〃		〃		
〃9号墓	〃	〃		〃		
諏訪脇横穴1号墓	中郡二宮町中里諏訪脇518	〃		〃		
諏訪脇横穴H-14号墓	中郡二宮町中里諏訪脇	〃		〃		彩色の可能性も
大日ヶ窪横穴1号墓	中郡二子町一色字大日ヶ窪	〃		〃		
〃9号墓	〃	〃		〃		
越ノ山横穴2号墓	高座郡寒川町岡田字越ノ山3049	〃	人物顔(仏像?)	〃		
〃4号墓	〃	〃	人物・枝?	〃		
羽根尾つくだ横穴4号墓	小田原市羽根尾字板取	〃	人物他	〃		羽根尾板取穴 3号墓
早野横穴墓	川崎市麻生区早野889	〃	人物・馬・他	〃	須恵器・土師器・金環・刀子・鉄鎌	
久地西前田横穴2号墓	川崎市高津区久地487-1他	〃	人物・船	〃	直刀・土師器	
王禅寺白山横穴1号墓	川崎市麻生区王禅寺1785	玄室内壁	人物・馬・建物・弓矢・樹木・魚	〃		
〃横穴2号墓	〃	〃	直線(文の文字か)	〃		
〃3号墓	〃	玄室奥壁	人物(地蔵?)・文字(文化の文字か)	〃		
万田宮ノ入横穴2号墓	平塚市万田宮ノ入1137	玄室	人物	〃		
〃6号墓	〃	〃	幾何学文	〃	須恵器(杯)	
〃7号墓	〃	〃	幾何学文?	〃	須恵器(杯蓋)	
〃8号墓	〃	〃	人物・盾?・他	〃	須恵器(長頸瓶)・鉄鎌	
城山横穴群	平塚市岡崎字城山	玄室天井	幾何学文?	〃	須恵器・馬具・金環・人骨	
杉久保土合横穴墓	海老名市杉久保1711-1他	玄室		〃		
熊ヶ谷横穴2号墓	横浜市緑区奈良町110	〃	人物・船・他	〃	須恵器・刀子・鍛鎌・弓箭・耳環・ガラス小玉	
〃3号墓	〃	〃	扇状文	〃		
〃7号墓	〃	〃	鳥・同心円文・斜格子文・放射状文	〃	刀子	
新吉田四ツ家横穴2号墓	〃北区新吉田962	〃	鹿?・梯子状文?	〃	土師器・石製執事・瓦類・直刀・刀子・鍛鎌・埴輪	
稲荷前横穴B-3号墓	〃港北区	玄室奥屍床仕切	線	〃		
桂町遺跡B地区横穴7号墓	〃戸塚区	玄室	水鳥	〃		
中居丸山横穴A-2号墓	〃戸塚区鍛冶ヶ谷町	〃	武器	〃		中居丸山横穴 A-2号墓
桂町横穴7号墓	〃戸塚区桂町	〃	鳥	〃		
七石山横穴1号墓	〃戸塚区小菅ヶ谷町	〃	人物・武器	〃		
〃6号墓	〃	〃	人物	〃		
〃12号墓	〃	〃	船	〃		
仲居丸山横穴A-1号墓	〃栄区鍛冶ヶ谷345	〃	不明	〃		仲居丸山横穴 A-1号墓
羽根尾字板取横穴3号墓	小田原市羽根尾字板取195	〃	人物	〃		羽根尾字板取 3号墓

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
羽沢付近横穴墓群中の1基	足柄下郡損町	玄室内壁	人物	線刻		
農業試験場内横穴墓	足柄中郡二宮町	〃	仏像	〃		

東京都

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
熊ヶ谷字カゴ山2区横穴2号墓	東京都町田市熊ヶ谷町	羨道部南壁	馬・人物	線刻	鉄鎌・人骨	

千葉県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
押日横穴3号墓	茂原市大字押日字狸谷	玄室	人面?	線刻		
山崎横穴1号墓	茂原市山崎	〃	家屋?	〃		
〃12号墓	〃	〃	家屋?	〃		
渋谷横穴墓群中の1基	茂原市北塚字堤前渋谷・宇白幡	〃		〃		
南条横穴11号墓	館山市南条東山	〃	人物	〃		
外部田横穴甲号墓	市原市外田部字岩井戸	〃	人物・魚・鳥	〃		
〃乙号墓	〃	〃	人物・鳥	〃		
大和田横穴墓群中の1基	市原市大和田字緑岡	〃	人物	〃		
池和田横穴墓群中の1基	市原市池和田字宮部田	〃	人物	〃		
浅間台横穴3号墓	市原市上原浅間台	〃	人物	〃		
内田横穴墓群中の1基	宮津市西大和字内田・立畠	〃		〃		
岩坂大満横穴I群1号墓	宮津市岩坂・大満	玄室・羨道	帆船・網?	〃		
岩坂大満横穴I群2号墓	〃	〃	船	〃		
岩坂大満横穴III群3号墓	〃	〃	馬?・五輪塔?	〃		
龟田大作谷横穴1号墓	宮津市龟田	〃	人物?・馬?・船?	〃		
鶴谷東部横穴11号墓	長柄町大字鶴谷	玄室	人物・馬・鳥	〃		
源六谷横穴6号墓	長柄町大字源六谷	〃	人物	〃		
〃7号墓	〃	〃	人物	〃		
千代丸・力丸横穴3号墓	長柄町力丸鶴ヶ谷	〃	柱?	浮彫		
〃6号墓	〃	〃	家?・人物?	線刻		
〃12号墓	〃	〃	家屋?	〃		
〃13号墓	〃	〃	家?	〃		
〃16号墓	〃	〃	家屋?	〃		
〃25号墓	〃	〃	弓・刀・人物・騎	〃		
〃26号墓	〃	〃	家屋?	〃		
〃27号墓	〃	〃	家屋?・鳥・人物	浮彫・線刻		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
千代丸・力丸横穴28号墓	長柄町刀丸羽ヶ谷	玄室	人物?	線刻		
〃 30号墓	〃	〃	家?	〃		
〃 31号墓	〃	〃	家?・鹿・船	浮彫・線刻		
〃 32号墓	〃	〃	人物	線刻		
〃 34号墓	〃	〃	家屋?	〃		
〃 36号墓	〃	〃	棟木?	〃		

茨城県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
権現山下横穴1号墓	水戸市国井町字権現山	玄室		線刻	須恵器(提瓶) 土師器(杯)	
〃 2号墓	〃	〃	樓閣・冑・連続三角文	〃		
幡横穴6号墓	常陸太田市幡町	〃	鳥・船・三重塔・竈?・他	〃		
〃 11号墓	〃	〃	孔雀・家・鳥居?・人物	〃	玉類(勾玉他)・須恵器・直刀・金環	
高貫横穴墓	常陸太田市	〃		〃		
かんぶり穴横穴2号墓	日立市川尻町十王町	〃	連続三角文・格子文・盾	線刻彩色		
〃 11号墓	〃	〃	連続三角文・格子文・盾・長方形	〃		
〃 14号墓	〃	〃	連続三角文	〃		
〃 17号墓	〃	〃	斜行平行線	〃		
猫淵横穴9号墓	金砂郷町大字高柿字猫淵	〃	人物・	線刻		

福島県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
中田裝飾横穴墓	いわき市沼ノ内字中田	〃 奥壁・側壁	並列三角文	線刻縁取り 後彩色	玉類・直刀・挂甲・馬具・鏡 須恵器・胡蝶車他	6C末頃 築造か
館山横穴6号墓	いわき市植田町館山	〃	渦巻文・馬(裸馬)	〃		
千代鶴横穴3号墓	いわき市常盤水野谷町字千代鶴他	玄室右側壁	人物・弓(槍?)・動物	〃		
御台横穴A群5号墓	いわき市内郷御台・高安場	玄室左側壁	人物・木の葉	〃		
清戸迫横穴A群7号墓	双葉町新山字清戸迫	玄室奥壁	人物	線刻		
〃 Z群84号墓	〃	〃		〃		
岩井迫横穴4号墓	双葉町大字鴻字岩井迫	〃	三角連続文	〃	土師器	中世の燈用 皿・錢出土
上迫横穴6号墓	双葉町字上迫	〃	家・倉庫	〃		
桶荷迫横穴1号墓	双葉町大字中田字桶荷迫	〃	人物・鳥・家(船?)	〃	須恵器片	7C頃 築造か
北目横穴墓群中の1基	双葉町字北目	〃		〃		
船着横穴墓	鹿島町塙崎字船着	〃 奥壁・側壁	人物・鹿・樹木?	線刻		
大窪横穴3号墓	〃 江垂字大窪	玄室奥壁	武人(甲冑を纏い、弓矢 をもつ)人物	〃		
〃 10号墓	〃	〃	家屋?	〃		

古墳名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
糖塚横穴3号墓	鹿島町北海老字岩穴前	玄室奥壁	家屋?(切妻を表現か)	線刻	直刀片	7C前半 築造か
下山根横穴1号墓	柏葉町大字北田	〃	不明	〃		
浪岩横穴A-9号墓	小高町泉沢浪岩	〃	人物	〃		
地部池横穴2号墓	須賀川市大字滑川字十貫池	玄室天井	文字?(屋根を表現?)	〃		文字は 「山千」か?

石川県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
聖川寺山横穴3号墓	志雄町聖川寺山	玄室奥壁・側壁・天井	船・格子文	線刻		
〃16号墓	〃	〃	魚	〃		
法皇山29A号墓	加賀市勅使町	玄室奥壁・側壁	盾	陰刻	須恵器・土師器	
出雲横穴1号墓	志賀町出雲	〃	葉?	〃		
印内ラントウ横穴1号墓	印内	玄室奥壁	葉?	線刻		後世の装飾 の可能性も
鈴内1山岸為重横穴5号墓	珠洲市若山町鈴内	〃	格子目	〃		
岩坂藤瀬山横穴1号墓	岩坂町	玄室奥壁・天井	船・人物	〃		後世の装飾 の可能性も
岩坂向林横穴1号墓	〃	玄室奥壁	束木?	〃	直刀	
〃2号墓	〃	〃	〃	〃	須恵器・土師器	
岩坂塚龜横穴8号墓	〃	〃	〃	〃		

富山県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
富山県江道横穴27号墓	高岡市江道字高宮	漢道入口側外壁	馬	線刻	人骨	7C頃 築造か

宮城県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
高岩横穴18号墓	鹿島台町56番屋敷	玄室	珠文・船・動物	線刻彩色		
追戸A地区横穴1号墓	桶谷町追戸	〃	「大」の文字	線刻	須恵器片 馬具(轡片)	
矢本横穴28号墓	矢本町矢本字上沢目	〃	同心円文	〃	玉類・刀子・鉄鎌 直刀・その他	
混内山横穴6号墓	三本木町蟻が袋混内山	〃		〃		
〃7号墓	〃	〃		〃		
蜂谷森横穴墓	小牛田町北浦字蜂谷森	〃	武器?	線刻彩色?		

地名表の注釈他

今回、宮崎県の地下式横穴墓について表中には記載しなかった。別の機会に改めてまとめたい。

地名表作成にあたって、「装飾古墳」森貞次郎著、「日本装飾古墳の研究」斎藤忠著、「熊本県装飾古墳分布調査報告書」熊本県教委編、「装飾古墳の世界」国立歴史民俗博物館編、「出雲の横穴墓」山陰横穴墓研究会編などの地名表を参考に、現地調査や該当する各地の教育委員会へ問い合わせ等を行い作成した。作成に当たって多くの研究者にご協力を頂いた。

*1 C群中でB群1号墓と同様の線刻が調査で見つかっている。また同じ群中の2基の閉塞石にも線刻があり、内1基については羨門から見て内面に「井」の線刻が確認されている。以上は調査者である美濃口氏のご教示による。

かまど 竈門寺原遺跡出土土器の蛍光X線分析

三辻 利一

長谷部善一

はじめに

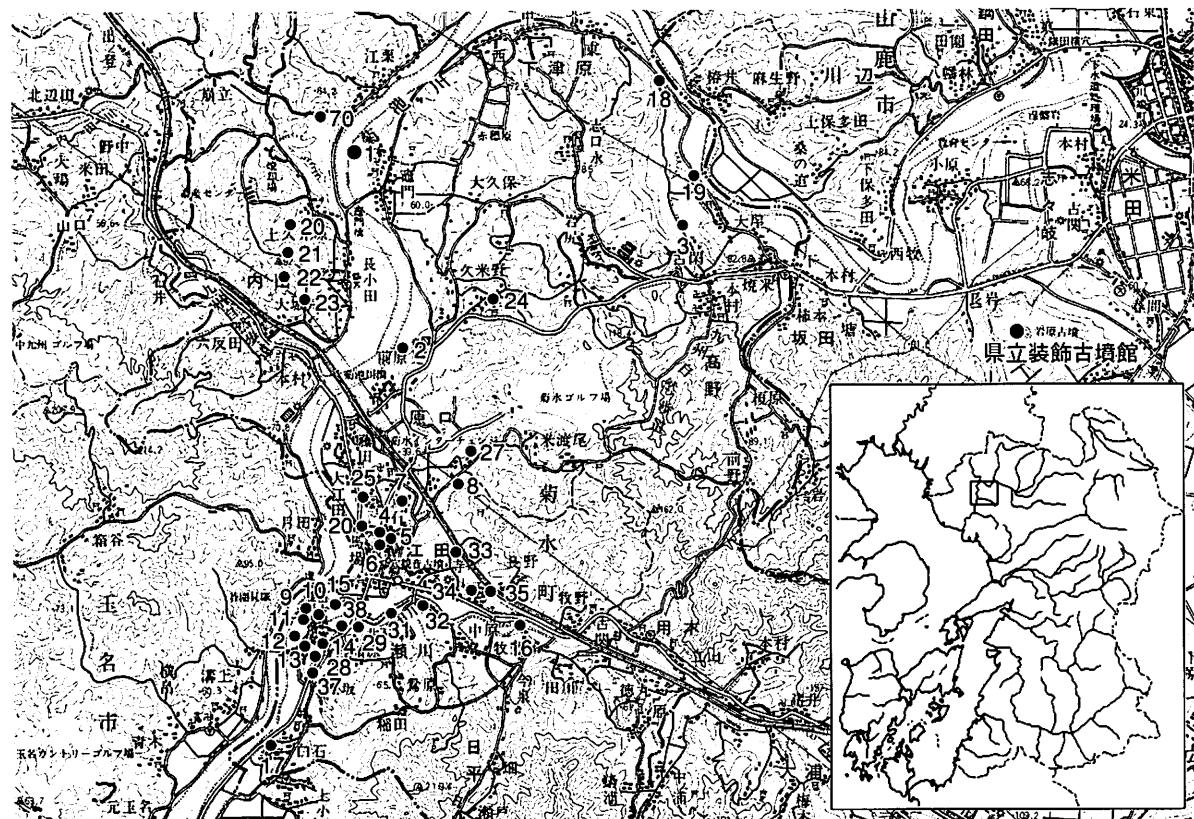
阿蘇山外輪山に源を発する菊池川は流域に多くの沖積平野、河岸段丘を形成し遙か昔から多くの人々にその肥沃な恩恵を与えてきた。その歴史は、旧石器時代から現代まで途切れることなく、連綿と受け継がれ現代にいたる。

今回は、竈門寺原遺跡A区で検出した、1号墳出土の須恵器及び土師器の胎土分析結果を示し、竈門寺原1号墳の性格について考察する。

第1部

1 地理的環境

竈門寺原遺跡は、菊池川中流域に位置し、行政区分では玉名郡菊水町大字寺原に所在する。菊池川は、山鹿市を抜けた地点から菊水町北部で大きく蛇行し、竈門地区にて南に流れを変え沖積平野である玉名へ向い有明海に注ぐ。(第1図)



第1図 竈門寺原遺跡周辺 古墳時代墳墓分布図

表1 竈門寺原遺跡周辺 古墳時代墳墓地名表

地図番号	遺跡名	所在地	指定種別	備考
1	竈門寺原遺跡	菊水町大字竈門字寺原		旧石器～古墳時代
2	天御子山古墳	大字竈門字天御子		
3	高野古閑古墳	大字高野字古閑		円墳・箱式石棺
4	若宮古墳	大字江田字中道	県指定史跡	前方後円墳・家形石棺
5	若宮舟形石棺墓	大字江田字中小路		
6	江田穴観音古墳	大字江田字中小路	国指定史跡	円墳・横穴式石室
7	天神平石棺墓	大字江田字皆行原		
8	土喰箱式石棺墓群	大字江田字土喰		
9	京塚古墳	大字江田字清原	国指定史跡	清原舟形石棺を含む
10	江田船山古墳	大字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳・家形石棺
11	虚空藏塚古墳	大字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳
12	塚坊主古墳	大字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳・装飾古墳
13	清水原家形石棺墓	大字瀬川字白石		
14	姫塚古墳	大字瀬川字白石		
15	大久保舟形石棺墓	大字江田字馬場		
16	中原北池の本石棺墓	大字瀬川字中原		
17	椿山古墳	大字瀬川字白石・本村		家形石棺
18	下津原東三瀬横穴墓群	大字下津原字東		
19	大屋横穴墓群	大字大屋		
20	久井原高野横穴墓群	大字久井原字高野		
21	内田古閑横穴墓群	大字内田字古閑		
22	内田深田浦横穴墓群	大字内田字浦田浦		
23	内田今城横穴墓群	大字内田		
24	久米野千が谷横穴墓群	大字久米野字千が谷		
25	皆行原狸が浦横穴墓群	大字江田字皆行原		
26	いご横穴墓群	大字江田字氏無		
27	浦谷とんご山横穴墓群	大字原口字浦谷		
28	松坂横穴墓	大字瀬川字白石		
29	長力横穴墓	大字瀬川字長力		
30	北原横穴墓群	大字瀬川字北原	県指定史跡	装飾横穴墓
31	うぐいす原入口横穴墓	大字瀬川字うぐいす原		
32	中原ボーン下横穴墓	大字瀬川字中原		
33	寺山宮の東横穴墓	大字江田字寺山		
34	寺山小原坂横穴墓	大字江田字寺山		
35	牧野横穴墓	大字江田字牧野		
36	傾成が塔石棺墓群	大字久井原字傾成が塔		
37	松坂古墳	大字瀬川		

遺跡の標高は海拔25m前後の狭い河岸段丘上に位置しており、背後に洪積台地が迫り、台地上に向かって緩やかな傾斜が見られる。

2 竈門寺原1号墳について

今回の調査区のなかでは、一番南に位置する調査区である。(第2図)

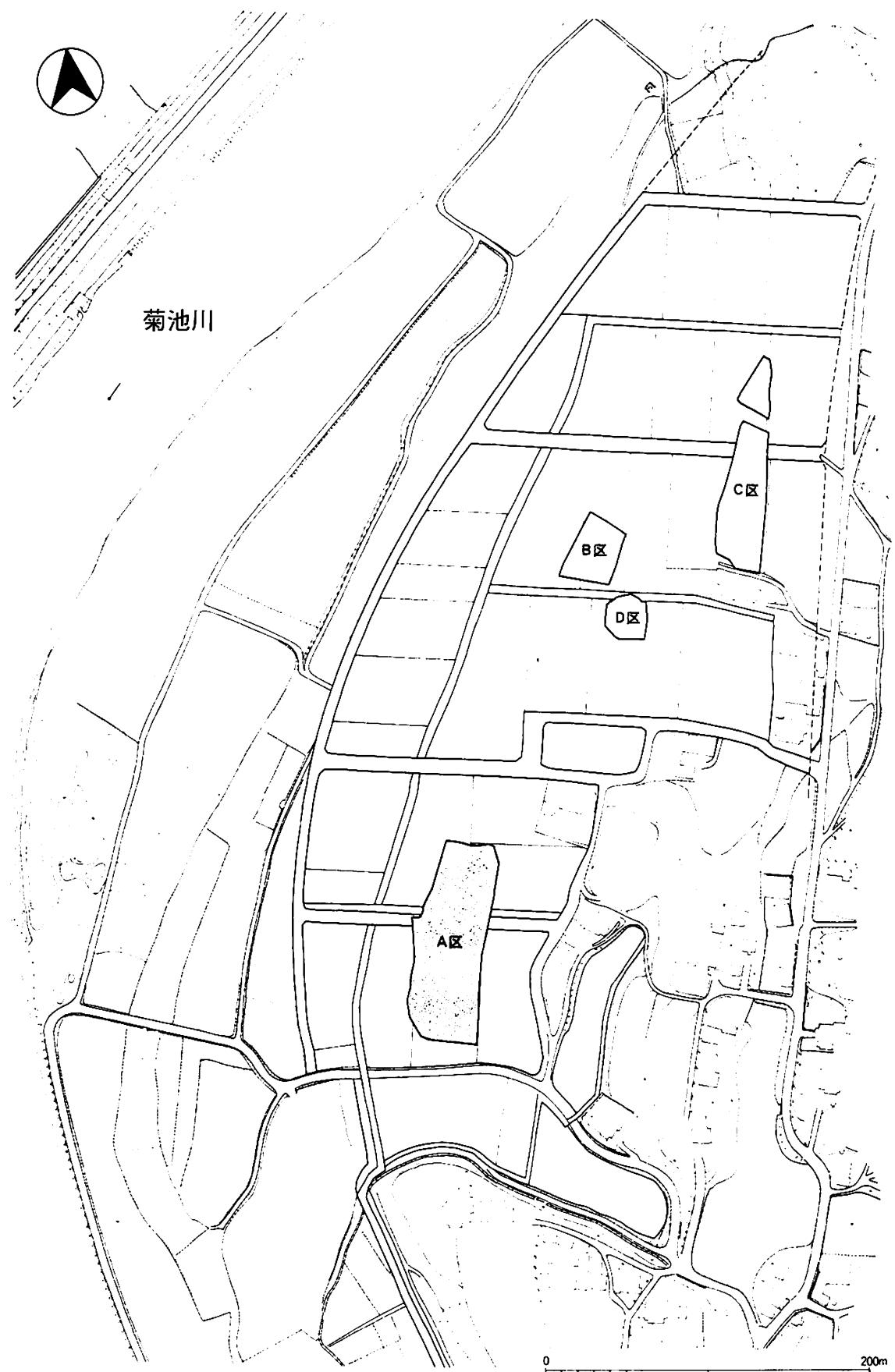
この調査区のすぐ下には、菊池川に伴う、湿地帯が深く台地の中に入り込んでおり舌状地を呈している。河川改修以前は、この地まで水が流れ込んでいた事がこの地形から判断される。

南端が舌状に飛び出したA区は、周りからの比高差が約7mから8mあり菊池川から見ると大きくせり出しているように見える。

この調査区において1号墳は検出された。墳丘はすでに削平を受け、主体部痕跡と周溝のみであった。(第3図)

1号墳は、周溝外径で13.5mを計る円墳であり陸橋部中心を通る主軸方位は、S-39°-Eを測る。主体部は、石棺石材、遺物とも石棺掘込みのなかにわずかに残されていた。周溝内からは、須恵器・土師器とも良好な状態で検出できた。

この遺跡では、1号墳以外にも円墳が2基確認されているがここでは詳しく触れないで調査報告書を参照して頂きたい。



第2図 遺跡周辺地形図

3 遺物

主体部は、削平を受けたときと思われるが石棺石材とともに搅乱を受けていた。しかし、調査時点で搅乱の土が底部に近いところの土とほぼ同じ土であることと、時期差がみられる遺物が混入していない事などから出土した須恵器・土師器については、1号墳出土遺物として扱う事とした。

I 須恵器（第4図）

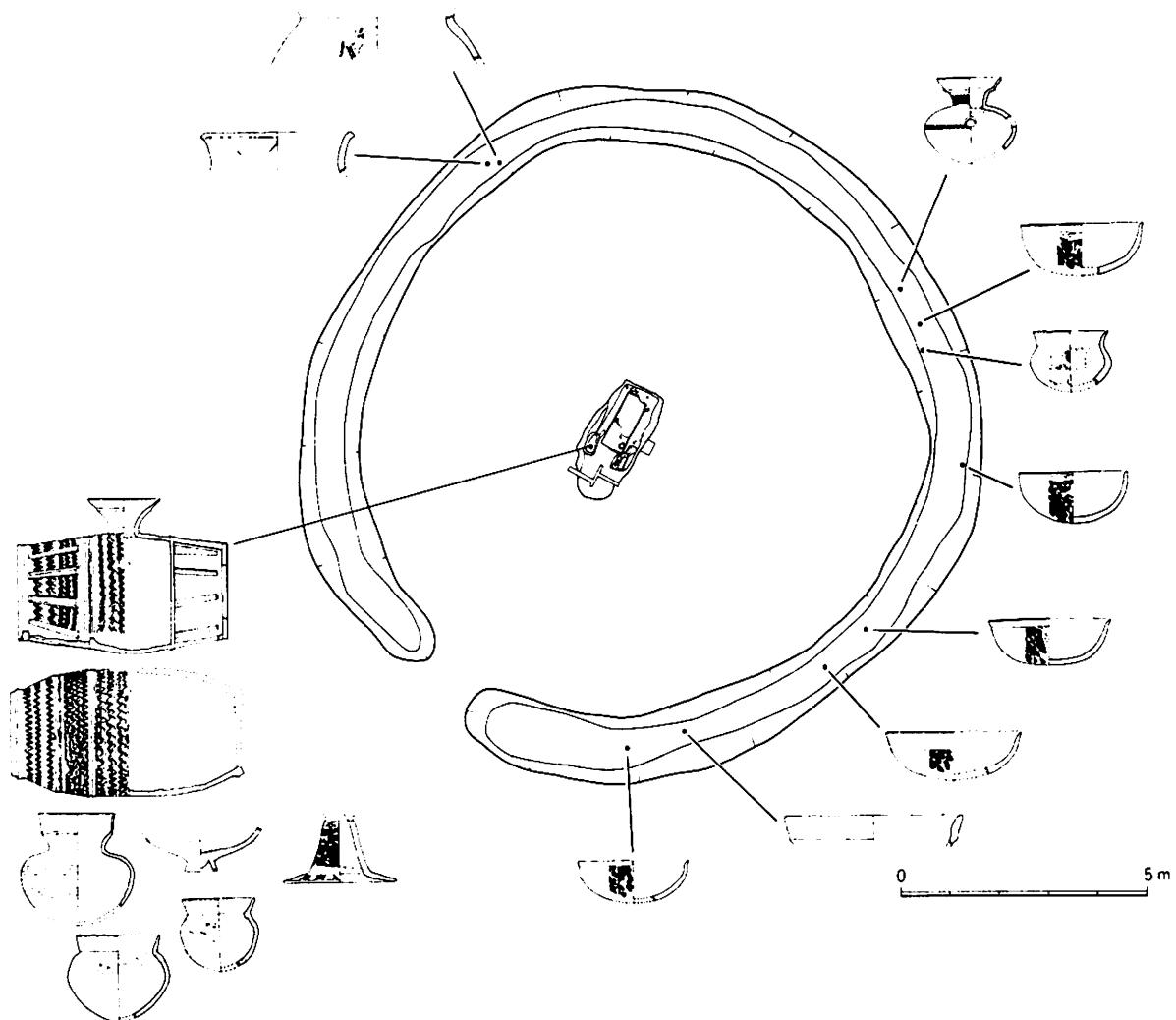
須恵器は主に、主体部掘込みから石棺石材とともに個体数にして3点、周溝内から1点、計4点出土している。

甌（1）

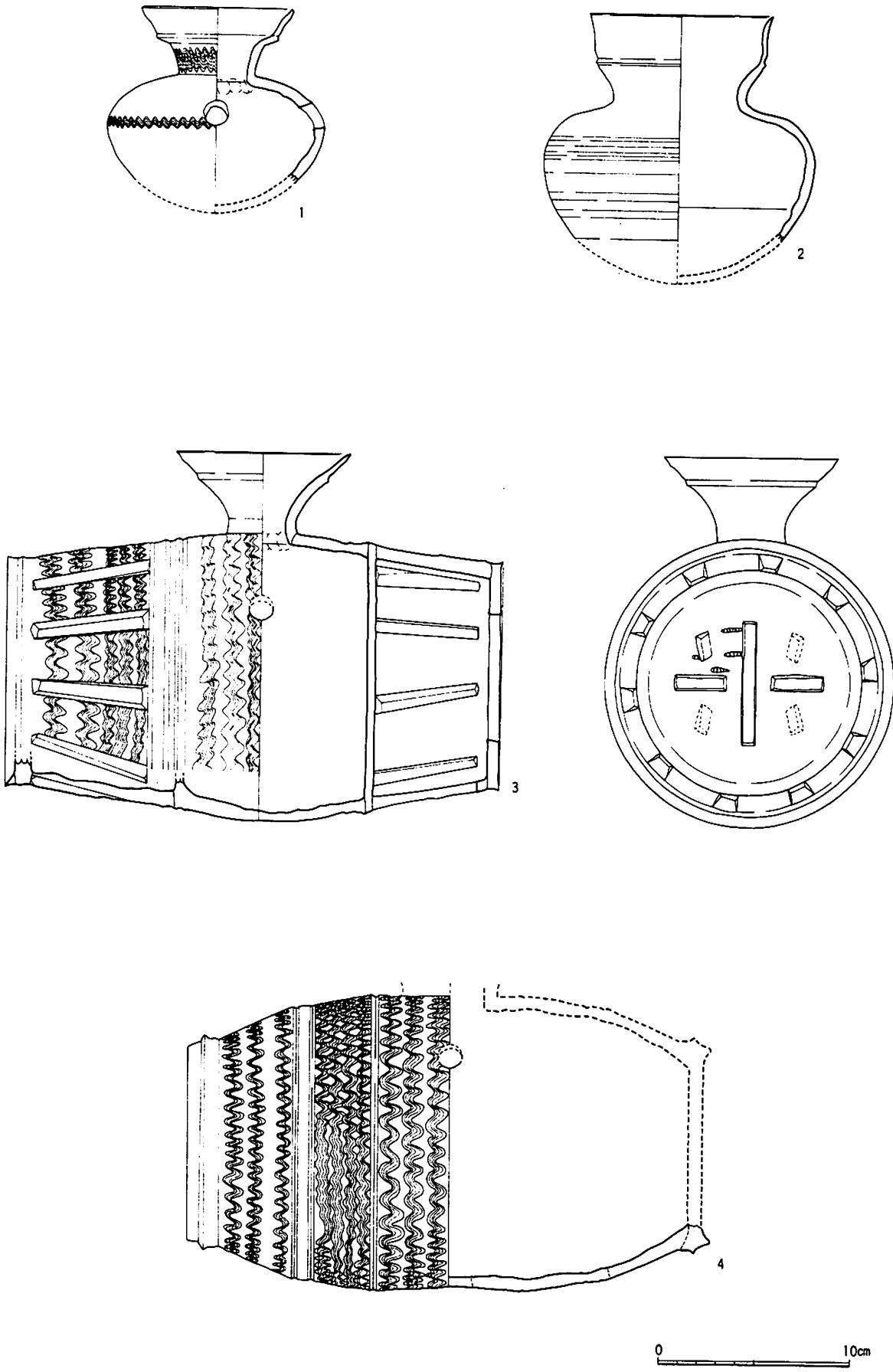
周溝内からの出土である。口縁部は緩やかに外反する頸部を持ち、口縁下部に1条の突帯が巡らされ、頸部下部と胴部上面に接する間に波状文が見られる。

また、胴部の最大径に当たる部分にも上部波状文より細かい同様の文様が施されている。

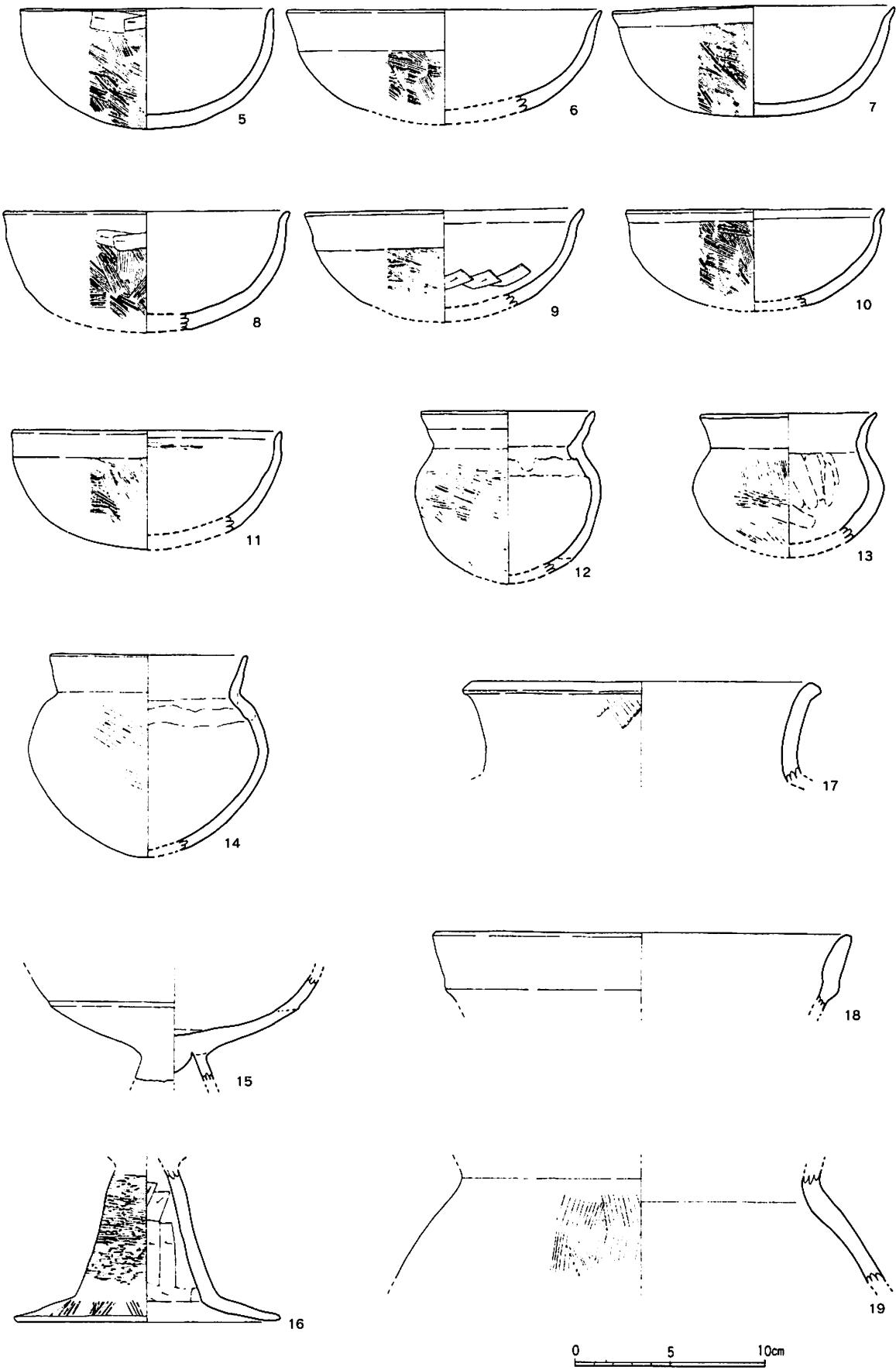
底部は欠損しているが丸底であったと推定される。



第3図 1号墳遺物出土地点



第4図 1号墳出土須恵器実測図



第5図 1号墳出土土師器実測図

表2 1号墳出土器観察表
須恵器

No.	器種	出土地点	法量			色調	胎土	調整
1	甌	周溝部	口径 器高 最大胴部径	7.7cm (復) 10.6cm (復) 11.4cm (復)	明灰色(内外面とも) 外面に自然釉付着	細砂粒を少量含む	外一回転ケズリ 内一ヘラ削り調整	
2	小型丸底壺	主体部一括	口径 器高 最大胴部径	9.6cm (復) 14.0cm (復) 14.1cm (復)	外: 黒灰色 内: 暗灰色	小砂粒を少量含む	外一カキ目調整 内一ヘラ削り	
3	透かし付き樽型甌	主体部一括	口径 器高 横幅	9.2cm (復) 19.3cm (復) 25.8cm (復)	外: 暗配色 内: 明灰色	小砂を少量含む	外一回転ケズリ 内一回転ケズリ	
4	樽型甌	主体部一括	口径 器高 横幅	不明 17cm (復) 26.9cm (復)	外: 暗灰色 内: 明灰色	砂礫を少量含む	外一回転ケズリ 内一回転ケズリ	

土師器

No.	器種	出土地点	法量			色調	胎土	調整
5	杯	周溝部	口径 器高	13.2cm 6.2cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
6	杯	周溝部	口径 器高	15.8cm 5.5cm(復)	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
7	杯	周溝部	口径 器高	15.0cm 4.9cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
8	杯	周溝部	口径 器高	15.0cm 5.7cm(復)	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
9	杯	周溝部	口径 器高	14.9cm 5.4cm (復)	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
10	杯	周溝部	口径 器高	14.3cm 5.2cm (復)	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
11	杯	周溝部	口径 器高	14.6cm 5.6cm (復)	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面ともヨコナデ	
12	小型丸底壺主 体部一括	口径 器高	胴部最大径	9.6cm 9.5cm (復) 9.9cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	小石・長石を多く含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ	
13	小型丸底壺	周溝部	口径 器高 胴部最大径	9.7cm 7.3cm (復) 10.0cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ	
14	小型丸底壺	主体部一括	口径 器高 胴部最大径	10.2cm 10.3cm (復) 12.3cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	小石・長石を多く含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ	
15	高杯・杯部	主体部一括			外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	内外面とも丁寧な ヨコナデ	
16	高杯・脚部	主体部一括	底部最大径	14.1cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	外面は脚部で外方向に 丁寧なナデ	
17	壺口縁部	周溝部	口縁部最大径	19.4cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む明燈色	外面は縦方向にナデ 内面は削りが見られる	
18	複合口縁部	周溝部	口縁部最大径	21.1cm	外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む	内外面とも丁寧な ヨコナデ	
19	壺?甌?	周溝部			外: 茶褐色 内: 茶褐色	砂粒・長石を少量含む	外面は縦方向にナデ 内面はヨコナデ	

小型丸底壺 (2)

口縁部は、頸部より直で立ち上がり、短部はわずかに外半する。頸部中央に1条の突帯が巡りその直下で胴部に向かってくびれている。胴部最大径は上部に位置している。底部は欠損しているが丸底であったと推定される。胴部外面には、回転ケズリによる成形痕跡が残る。

透かし付き樽型甌 (3)

1/3程度の破片からの復原である。中央部に容器としての区切られた部分があり、両端に装飾と思われる透かしがある。透かしは製作過程のなかの半乾き状態時に鋭利な刃物によって外面から内面に向

かって切り込まれ、それぞれ両側に10ヶ所（推定）ずつ施されている。

器面には、中央（樽：容器）部分に一単位6本の波状文が3列、透かし部分に、同じく波状文が5列施されている。透かし部分との境界には、沈線による区画がなされている。

中央樽部分と透かし部分との間には、板状の間仕切りがあり中央部が容器として使用できる状態とされる。透かし部分を横から見たところでは、中央に縦に透かしが入り、直行するように2ヶ所横透かしが入るとともに、小さく斜めから4ヶ所切り込みが見られる。さらに、横透かしと平行するように刺突文が4ヶ所施される。

樽型甌（4）

1／3程度の破片からの復原である。胴部は、中央部から両サイドに向かって緩やかに狭くなり中央から3本目の沈線で端部に向かって急に絞られていく。端部は、突帯状に1状巡る。注ぎ口を中心に左右に3ヶ所ずつ沈線で区切られた範囲が見られ、一単位それぞれ、中央部寄りから3・4・3本の波状文が5・4・4本ずつ施される。

Ⅱ 土師器（第5図）

土師器は総数15点出土し、うち主体部から小型丸底壺2点、高杯2点、周溝部から、杯、壺、複合口縁土器、小型丸底壺が10点出土している。

小型丸底壺（12～14）

8・10は、内面に一部輪積み痕跡を残しているが、それ以外はナデ調整により丁寧な仕上げとなっている。表面は、ナデ調整の後、刷毛目による器面調整が行われている。

高杯（15・16）

脚部のおもての器面調整は細かい研磨が施されており、端部近くでは、刷毛による調整痕跡が残る。

杯（5～11）

すべて周溝部からの出土である。口縁部で直行する短部を持つものと、やや外半するものと2タイプある。口唇下部で刷毛目調整のあと、よこナデが施されているものと分類される。

壺形土器（17）

口縁部のみの出土である。口縁端部で一条の突帯が巡り、ナデによる成形が施される。頸部には刷毛目調整後、ナデ調整が行われているが一部に刷毛目が残る。

複合口縁壺（18・19）

口縁部頸部で一条のゆるい張り出しが見られる口縁端部付近でやや厚みが増しており、胴部にかけて緩やかに狭くなっている。

胴部は、表面に刷毛目が残り内面は、ナデによる調整痕が見られる。

4 蛍光X線分析を実施するにあたって

出土資料を一部破壊し、化学分析を実施するにあたり現在でもそのやり方には賛否両論がある。破壊せずとも、分析値が導き出せる方法が開発される可能性は将来開発されるだろうが、現在その方法が確立され最も妥当なデータを持つのがこの蛍光X線分析である。

蛍光X線分析とは実際にどのような分析方法で、どのような結果が得られ、どの程度の試料が必要な

のかを知るため、今回は直接、三辻利一教授の研究室へ資料を持参し試料採取を行い、分析方法についてお話を聞く機会に恵まれた。

今回分析を実施した試料数は、1号墳出土の須恵器・土師器の総数19点である。

須恵器

このなかでは特異な形をした「透かし付き樽型甌」、色調・形も明らかに朝鮮半島のものか福岡県朝倉地方における初期須恵器窯からの資料と考えられる「小型丸底壺」の産地同定を主眼とし、その他の資料について、生産地の同定が考古学的見地からと化学分析からの見地に一致点が見出せるか試みとして行った。

須恵器について、考古学的見地からは第4図1及び4について、明らかに大阪陶邑出土のI形式の古い段階の須恵器であると思われ生産地は「陶邑古窯跡群」と判断した。

1の甌は、胴部の最大径が肩部よりやや下がり、併せて、口唇部下の突帶部の緩やかな形等から、I形式3か4段階ではないかと推定される。

また、4の樽型甌は、製作時期判断の参考にされている「一般に体部のふくらみが少なく横に長い形態から、次第に中央部が膨れて体部の短いものに変化する傾向が認められる。」という特長が見られないこと、端部成形の成形手法等から1とほぼ同時期の資料であると判断される。

3については、口縁部の立ち上がり及び頸部の一条突帶、焼成及び胎土の表面観察について、1・4とほぼ同じと判断したが、器形については例が見られなかったため、陶邑産ではないかという消極的な意見に留めている。

その後、陶邑出土資料を実見させて頂き比較観察したが1・4の須恵器について、I形式3・4のTK216・TK208形式と想定される。

3は色調・胎土・焼成・器形など、1・3・4の須恵器とは違いが多く、陶邑古窯跡群の資料を実見した限り違うと判断された。

その後、朝倉地方（小隈窯跡・山隈窯跡）の資料を実見した結果、陶邑以外で作られた初期須恵器か、朝鮮半島から持ち込まれた陶質土器と想定した。

九州大学考古学研究室の調査で出土し、報告されている資料で類似する資料があり朝倉地方の須恵器であると思われたが、最後まで朝鮮半島の陶質土器の可能性も捨て切れなかった。

土師器

須恵器と違い、土師器については表面観察では形式の違い、焼成の違い等が見出せず、すべて一括資料として扱った。このなかから何がわかるか、何が出来るか見当もつかなかったが、須恵器と同時に分析実施しその可能性を探った。

以上の観察結果をふまえ、蛍光X線分析を三辻利一教授に依頼し、次のような結果が示された。

第2部

蛍光X線分析について

1 はじめに

古代土器の産地推定法の開発研究は窯跡から出土した数万点の須恵器片を蛍光X線分析法で分析した結果、K、Ca、Rb、Srの4元素が特に有効に地域差を示す元素であることが見つけられた。窯間の相互識別は定性的にはK-Ca分布図やRb-Sr分布図でもできるが、定量的には2群間判別分析法という統計学的手法が適用される。

この方法を適用するためには、考古学的にも、また、元素分析のデータからも、いくつかの産地候補を選ばなければならない。この中から任意に2つの母集団を選び出して2群間の判別分析法を適用するのである。その際、窯または窯群の領域を決定するために、ホテリングのT検定が応用される。こうして決められた各母集団の領界は古墳出土須恵器にとっては母集団への帰属条件となる。

この条件を満足する母集団が産地と決定される。

この方法を窯跡の数が少ない初期須恵器に適用する場合には、在地窯と陶邑群間の2群間判別分析が有効であることが示されている。この方法によって、全国各地の古墳から陶邑産の須恵器が検出されている。これに対して、各地に見つけられている少数の地方窯の製品はほとんど伝播せず、地方窯周辺の古墳にしか検出されていないことも分かった。

本報告でも、竈門寺原遺跡から出土した初期須恵器についてはこの方法が適用された。

他方、弥生土器や土師器などの窯跡が残っていない土器については直接、須恵器の産地推定法を適用する訳にはいかない。しかし、地域差を示す因子として提示されたK、Ca、Rb、Sr因子は人為的なことが原因で地域差を表している訳ではない。粘土のもつ科学特性は母岩が支配する。

つまり、地質的なものが原因となって地域差を表しているのである。そうであれば、同じ地域で産する粘土を素材として製作した土器の分析地はよくそろうはずである。逆に言えば、土器胎土を分析して分析値がよく合えば、同じ粘土を素材として作製した土器であると判断できる。

これまでの土器や粘土の分析データを見る限り、同じ化学特性をもつ粘土はそんなにいくつもある訳ではない。また、古代窯業では粘土や燃料を求めて窯を設定しており、破損品も多く、よくできた製品を供給するのが一般的で、粘土そのものを運んだという証拠は出ていない。これが窯跡出土須恵器の分析結果の一つの結論である。

本報告では、竈門寺原遺跡から出土した土師器胎土は器種によって異なるかどうかという観点からデータを解読された。

2 分析方法

蛍光X線分析は表面分析である。試料表面の数十分の1mmといったごく薄い表面の分析データをもたらす。したがって、表面を含めて均質と考えられる試料を作製することが必要である。そのために、土器試料の表面を研磨して付着汚物を除去してから粉碎する。

勿論、粉末試料であるから溶液のように均質試料という訳にはいかない。近似的に均質試料と考えら

れる試料を作るためには、出来るだけ細かく粉碎するとか、あるいは、入射X線に対して表面を大きくとって試料の不均質性を目立たなくするとかの工夫が必要である。

しかし、無限に細かく粉碎するとか、試料表面を大きくとることはできない。筆者（三辻）は適宜、100メッシュ以下、内径10mmの試料で分析を行っている。この条件で本研究の測定は十分である。1基の窯または1つの窯群からの試料を50～100基程度分析すると、母集団のばらつきはよく分かるが、そのばらつきの大きさは上記の条件が測定したときの本装置のもつばらつきの20～30倍は大きい。自然の産物はそれほど大きくばらついているのである。

したがって、本装置はこのような自然の産物を分析し、その特性を把握するためには、2、3点の分析データからは十分な情報を引き出すことはできない。

そのために、本装置は迅速分析ができ、かつ、完全自動分析ができることが必要なのである。

筆者（三辻）の使っている装置（理学電気製波長分光型スペクトロメータ、3270型機）では、1試料につき、K、Ca、Fe、Rb、Sr、Naの6元素を約7分で測定する。そして、同時に48試料が搭載できる自動試料交換機が連続されており、約5時間30分で全試料の測定を完了する。

48試料中の1個は必ず標準試料（岩石標準試料JG-1）である。JG-1は定量分析のための標準試料であるとともに、蛍光X線強度が一定であることを確認するためのモニターとしての役割も併せて持つ。したがって、通常、1日に47試料、1ヶ月で約1,000試料、1年間で約12,000点の試料が分析できる訳である。

古代土器の産地推定法の開発研究にはこのような能力をもった分析装置が必要なのである。

3 分析結果

今回分析した資料の分析値は、表1にまとめられている。全分析値は同時に測定した岩石標準試料JG-1の各元素の蛍光X線強度を使って標準化した値で表示されている。この値から%やppm濃度への変換は容易であるが、通常、データ解析は標準化値を使っておこなわれているので、ここでは標準化値による分析値を示しておいた。

はじめに、須恵器の分析値データから説明する。これらの分析値を計算式に入れて直ちに産地を推定することは目下のところできない。まず、考古学者による須恵器の推定年代から産地候補となる窯、または窯群を選択する。

今回分析した4点の須恵器は初期須恵器であるから、産地候補となるのは朝倉窯跡、神籠池窯、新貝窯、それに大阪陶邑窯跡群である。

この中から、さらに有力候補となる窯群はRb-Sr分布図やK-Ca分布図でしばられる。図1、2にはRb-Sr分布図とK-Ca分布図を示してある。これらの図には神籠池領域や新貝領域は示していないが、これら4点の資料は全く対応していないので、これらの窯は産地候補としてははずされる。したがって、朝倉群と陶邑群が産地候補として残される。

第6図（表1、2）をみるとNo.2の小型壺はともに朝倉領域に対応しており、朝倉群産と推定される。他方、No.1の甌とNo.4の樽型甌は陶邑領域に分布しており、陶邑群産と推定される。

表1 須恵器 Rb-Sr分布図

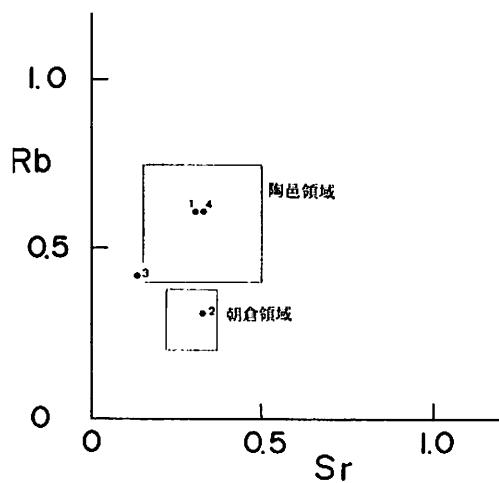


表2 須恵器 K-Ca分布図

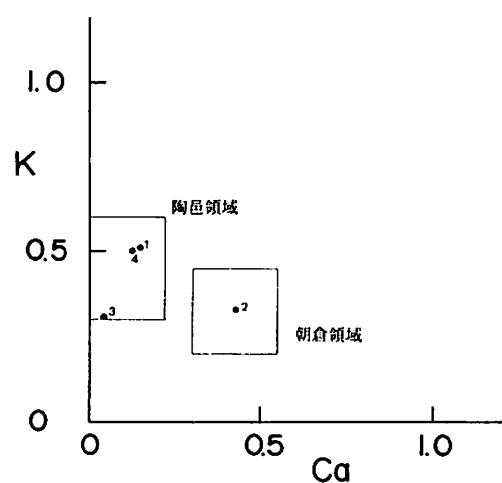


表3 土師器 Rb-Sr分布図

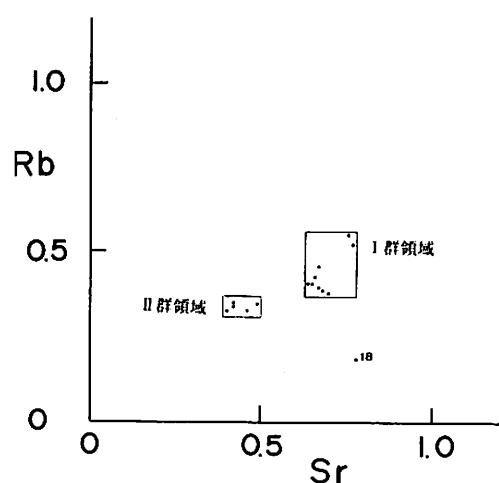


表4 土師器 K-Ca分布図

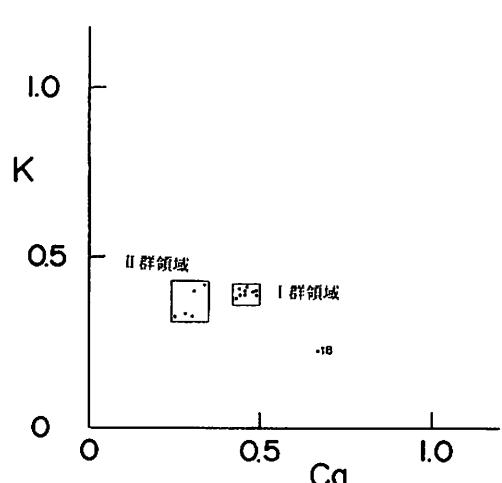
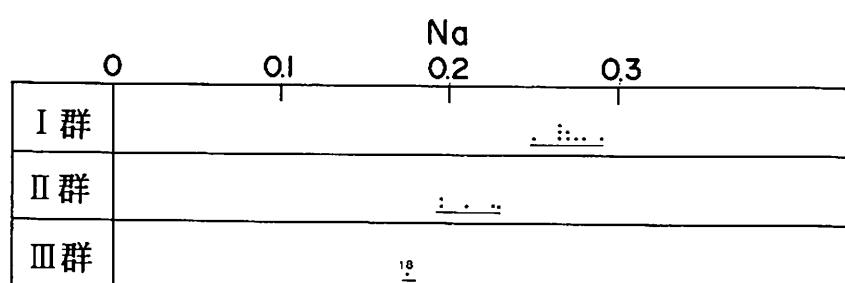


表5 Na因子の比較



第6図 1号墳出土須恵器 土師器Rb-Sr, K-Ca, Na分布図

表3 分析値

資料番号	種別	器種	K	Ca	Fe	Rb	Sr	Na	区分
1	須恵器	甌	0.509	0.149	0.05	0.611	0.305	0.319	
2	々	小型壺	0.329	0.426	0.81	0.307	0.332	0.224	
3	々	透かし付き樽型甌	0.306	0.041	2.50	0.424	0.135	0.093	
4	々	樽型甌	0.499	0.132	2.19	0.613	0.331	0.362	
5	土師器	杯	0.394	0.455	3.39	0.443	0.662	0.279	I群
6	々	々	0.399	0.455	3.51	0.412	0.652	0.264	々
7	々	々	0.397	0.478	3.45	0.456	0.667	0.289	々
8	々	々	0.350	0.428	3.36	0.407	0.637	0.249	々
9	々	々	0.393	0.491	3.44	0.381	0.696	0.265	々
10	々	々	0.393	0.439	3.45	0.398	0.673	0.265	々
11	々	々	0.367	0.485	3.30	0.392	0.679	0.268	々
12	々	小型丸底壺	0.399	0.310	3.79	0.392	0.463	0.208	II群
13	々	々	0.334	0.304	3.78	0.343	0.424	0.224	々
14	々	々	0.418	0.344	3.36	0.348	0.487	0.232	々
15	々	高杯	0.335	0.277	3.45	0.352	0.418	0.195	々
16	々	高杯(脚部)	0.328	0.252	3.28	0.334	0.399	0.194	々
17	々	壺形土器(口縁部)	0.412	0.436	3.96	0.525	0.765	0.270	々
18	々	複合口縁壺	0.228	0.671	4.71	0.191	0.483	0.176	々
19	々	複合口縁壺(胴部)	0.410	0.463	4.01	0.552	0.757	0.275	々

表3を点検するとNo.1、4は全因子でよく似ており、同一窯での製品と推定される。No.3の透かし付き樽型甌は朝倉群産でないことは明白である。問題は陶邑領域に入るかどうかである。

このように微妙なところに分布した資料の産地については保留しておく方が無難である。無理して産地を決定する必要はないからである。

結論として、竈門寺原遺跡からは陶邑群と朝倉群の製品と推定される初期須恵器が出土したことは明らかである。

次に、土師器の分析データを説明する。第6図（表3、4）にはRb-Sr分布図とK-Ca分布図を示す。明らかに3つのグループに分かれることが分かる。この分類結果は表1にも示されている。

さらに、第6図（表5）にはNa因子を比較してあるが、3つのグループはNa因子でも明らかに異なることを示している。かくして、I群とII群は全く別胎土であり、別々の場所で作られ、竈門寺原遺跡へ供給されたものと推定されている。しかも、興味深いことには、I群はすべて杯であり、II群は小型丸底壺と高杯である点である。このことは少なくとも、器種によって、素材粘土を使い分けていたことを示している。

通常、同一場所では1種類の粘土しか使わないから杯と小型丸底壺・高杯とは別々の場所で作られたいたものと推察される。

また、No.18の複合口縁壺もI群、II群の土師器胎土とは異なることは明白である。これ1点のみが異質の胎土である可能性をもつ。どこからの搬入品かは目下のところ不明である。なお、No.17の壺形土器口縁とNo.19の複合口縁壺胴部はともにI群に分類されているが、図3から分かるように、他のI群の杯とは少し離れて分布しているところから、異質の胎土である可能性もあるが、ここではI群と分類しておく。

仮に、これら2点の土師器が他の杯とは胎土が異なっていても、化学特性が比較的類似しているところから、同じ地域内の別の場所の製品であろう。そして、No.17とNo.19は全因子で非常によく似ている

ところから、同一場所で作られた土師器と推定される。

このように、竈門寺原遺跡の初期須恵器は外部地域からの搬入品であったが、土師器も土器形式（器種）により、別々の場所からの供給品であると言う点も興味深い。

どこからの供給品であるかは目下のところ分からぬが、今後、同時期に作られた周辺の古墳の中に、これらと同じ粘土をもつ古墳があるかどうかが問題となる。

もし、同じ胎土をもつ土師器がほかの古墳から出土することがわかれば、それら古墳の被葬者間には何らかの関係があることになり、興味のある話題を提供する事になるだろう。

三辻利一

まとめ

竈門寺原1号墳から出土している須恵器のなかで「樽型甌」は他の須恵器に比べて製作年代が限られる資料である。陶邑において、いわゆる初期須恵器と呼ばれる段階から見られその製作年代はI形式内とされている。さらに、全国的に陶邑産須恵器が出土している地域では、ほぼ普遍的に確認されている資料であり地域的に偏りがあるものではないため資料の比較として利用できる。

まず、竈門寺原1号墳で確認された須恵器を陶邑編年にあてはめてみると、甌(1) 樽型甌(4)は、製作手法、器形成形手法などからTK-208（I形式3段階）の資料と見て良いだろう。生産地についても、これを裏付けるように、蛍光X線分析結果においても陶邑領域の範疇で捉えられている。

しかし、透かし付き樽型甌は、陶邑領域の端に位置しているため(1), (4)の須恵器ほど明確に陶邑産とするには三辻も慎重な取り扱いをしている。製作手法、焼成、色調どれをとっても陶邑産と見てとれるが今後の新出資料の増加を待ちたい。3の小型丸底壺について第6図（表1、表2）で福岡県朝倉地方の初期須恵器窯の領域中に含まれる。この朝倉産須恵器は、陶邑古窯跡群I形式の3段階以前の資料とされ伽耶系須恵器の影響を強く受けた「定型化される以前」の須恵器とされ、福岡県甘木市池ノ上・古寺墳墓出土資料などに含まれる陶質土器とは区別して独自の一群の須恵器と現在までに知られている。今回の分析結果は資料を考古学的見地から分析前に観察した結果を一部裏付けた内容となっている。

これら須恵器の製作年代は、朝倉地方の初期須恵器窯である小隈窯跡、山隈窯跡の操業時期が5世紀前半のいわゆる陶邑古窯跡群の操業開始時期とほぼ同一時期に比定されており、またこれら3窯跡のうち小隈窯跡の近年の調査結果から「定型化した須恵器」が発見されていないことなどから、5世紀後半になると操業していないことなど、古墳時代中期（5世紀前半から中葉）の時期が考えられ、先に示した陶邑古窯跡群I形式3段階の編年時期とほぼ合致する。

さらに、土師器については第6図（表3、表4）の結果から表面観察では予想もしなかった結果が示されている。胎土の違う器種が器形により分けられており（I群：5~11、II群：12~19）生産地の違いか、素材粘土の入手先の違いかが問題となってくるが、ここにおいても新出の資料の増加を待ちこの地域の土師器生産・交流の課題としていく必要がある。

以上、分析結果と考古学的観察結果について記したが、これらの資料を江田船山古墳出土資料と比較し遠く運ばれてきた須恵器について朝倉産・陶邑産の須恵器を比較する。

竈門寺原1号墳の南1.5kmに位置する江田船山古墳は、今まで小林行雄らによって出土須恵器の形式・装飾品のセット関係から5世紀後半とされていたが、近年、田辺昭三、中村 浩による大阪「陶邑古窯跡群」発掘調査以後、ほぼ確立された須恵器編年のなかで論じられるようになってきた。

1985年には熊本県教育委員会による発掘調査も行なわれ周溝部や封土から埴輪や須恵器、土師器等が多数出土されている。これら出土遺物から船山古墳の築造年代はTK23式からTK47式と考えられ、Ⅱ形式へ移行する直前の資料としてとらえられる。このことから、船山古墳出土須恵器は、竈門寺原1号墳と比較すれば陶邑編年のなかで2形式の時期差が見られ後出する古墳といえる。

竈門寺原1号墳

今まで知られている朝倉産須恵器の分布領域に熊本地方は含まれておらず、陶邑産須恵器と同時に出土する資料として今後、検討課題となろう。

今まで、出土資料について主に須恵器を中心として見てきたが土師器資料について、塚原古墳群のなかで示されている土師器編年案で杯の特徴から、やはり5世紀中頃にあてはまるとして良いであろう。県内の土師器編年については、更に今後資料整備を行い、細かな編年案を示す必要性が急がれている。以上見てきたように、樽型龜それも古様式を呈している須恵器が陶邑産であることが考古学以外の手法で確認されたことと、同様に朝倉産の須恵器も検証されたことなど蛍光X線分析結果から多くの収穫があった。

今回は触れていないが、竈門寺原1号墳主体部である家形石棺（痕跡及び石材のみ確認）と船山古墳の家形石棺について検討が必要である。

今回、蛍光X線分析を行なって頂いた三辻利一先生にはこの原稿の発表が大変遅れたことを心からお詫び申し上げつつ感謝申しあげる次第である。（1998.2）

三辻 利一：奈良教育大学教育学部古文化財学科教授
長谷部善一：熊本県立装飾古墳館

参考文献

- 熊本県教育委員会『竈門寺原遺跡』熊本県文化財調査報告書 第149集 1995
- 三辻利一「土器の産地を求めて」『統考古学のための化学10章』東大出版1986
- 三辻利一「土器の産地推定」『新しい研究法は考古学になにをもたらしたか』クバプロ 1995
- 三辻利一・中村 勝「福岡県西北部地域の遺跡出土須恵器の胎土分析」
『古文化談叢 第35集』1995
- 三辻利一・岡井 剛・野中俊宏・松井敏也「統計学の手法による古代・中世土器の産地問題に関する
研究（第一報）－5世紀代の須恵器の産地推定－」
『情報考古学』Vo 1.3 No. 1 1997
- 田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981
- 中村 浩『古代窯業史の研究』柏書房 1985
- 中村 浩『須恵器窯跡の分布と変遷』雄山閣1992
- 中村 浩・編『須恵器集成図録 第1巻近畿編Ⅰ』1995
- 中村 浩・監修 舟山良一・松本敏三・池田榮史・編
『須恵器集成図録 第5巻西日本編』1996
- 中村 浩「須恵器生産の諸段階－地方窯成立に関する一試考－」
『考古学雑誌第67巻 第1号』日本考古学会1981
- 中村 浩ほか「季刊 考古学」『須恵器の編年とその時代』第42号1993
- 菊水町教育委員会『船山』菊水町教育委員会調査報告書 第1集
- 熊本県教育委員会『江田船山古墳』熊本県文化財調査報告書 第83集 1986
- 九州大学文学部考古学研究室「山隈窯跡群の調査」九州考古学会 第65集 1990年11月
- 『熊本県の地名』日本歴史地名大系44 平凡社 1985
- 高橋 徹・小林昭彦「江田船山古墳出土須恵器の再検討」考古学雑誌第76巻 第3号
日本考古学会1991
- 中村 勝「筑紫における須恵器編年（予察）」九州考古学会
第63号 1989年6月
- 中島恒次郎「胎土分析の諸問題－自然科学分析法の考古資料への適用－」
九州考古学会第64号 1989年12月
- 中村 勝「朝倉古窯跡群の一様相－小隈A地点出土遺物の紹介をかねて－」
九州考古学会 第66号 1991年12月
- 熊本県教育委員会『塚原』 熊本県文化財調査報告書 第16集 1975

六、付・真覚寺小史



第10図 天保年間建立の真覚寺楼門

法性山・真
覺寺は、天正
一五年（一五
八七）合志親
重の長男慶西

（俗名熊太
郎）によって、
現山鹿市南島
字田嶋に開山
された。この

地を選んだの
は、天正五年
(一五七七)

長坂合戦で戦死した一族の靈を弔うため慶西が合戦の地を選んだものという。

中世時、後の南島真覚寺敷地と隣接して、真言宗の星生山・養壽寺が所在した。この寺院は、天正五年の長坂合戦時に火災により廃寺になつたと伝えるが、両寺の所在場所がほぼ同じであること。宗派や、星生山（ホッショウザン）の山号等が同様であることから推定すると、真覚寺の前身であつた可能性が高い。慶長九年（一六〇四）に作成された南島村検地帳には、養壽寺は見えるが真覚寺の寺名はないので、天正・五年（一五六七）に慶西が養壽寺の山号等すべてを引き継ぎ開山としたのかも知れない。

当初、真覚寺は、真言・天台宗もしくは禪宗であったが、元和元年（一六一五）もしくは寛永二八年（一六四一）に改宗し真宗となつた。当時の住職のこの決断が、以後の真覚寺の発展の契機となる。そして、寛永二八年（一六四一）頃には、山鹿湯町光専寺の末寺となり、本末制度の中に組み込まれる。

その後一七世紀後半には、一応真宗寺院としての伽藍を整えたことが、什物等の墨書銘等からも知られる。一八世紀代では、寺院周辺各地に講を組織し門信徒を束ね、農村部への布教活動が浸透していく。また同時に仏具等寺院としての備品の調達も進められていく。

また、宝暦二三年（一七六三）から始まつた、淨土真宗本願寺派内の教義の混亂事件である三業惑乱では、真覚寺は他の山鹿法中寺院と同様三業派に属し、文化四年には御膳米講に加盟している。

幕末の嘉永二年（一八四九）には、本願寺への蠟獻上問題が起きた。本願寺からの達書に端を発する蠟燭用の櫛の穂五万本の献上問題である。当時蠟は、肥後国の代表的産物であるため、専売を目指す藩府との調整等の難問が山積みしており、真覚寺住職は、その世話役として随分頭を悩ましたことと思われる。しかし、その結果は不明である。

その後、新しい明治の時代を迎えて、肥後国内でも政府の神道国教政策にもとづく廢仏毀釈の嵐が吹き荒れるなか、真覚寺は無事法灯を護り続ける。明治一〇年前後の壇家の分布は六里・八町に及び、門徒の人数は一〇二人であった。

しかし、激動期の明治維新を乗り切つた真覚寺も、明治中期頃から寺院内部において諸問題が生じる様になる。遡つて、一九世紀には真覚寺は入り婚の住職が多くつたが、二〇世紀前半になると後継住職を欠ぐようになつた。大正時代に入ると、近隣寺院住職が代務住職として法務を兼務する状況が続くが、同時に寺院移転問題も起き、時廢寺同様の状態となつた。

このような状況下の昭和四年、山鹿字花塚に所在する祐闇寺分院の桑原留教は、真覚寺を新しくこの地に移転する事を決意する。そして同年一二月、本山より留教を以て一六代住職とする旨の発令を得て、ここに新しく「山鹿真覚寺」の発足を見たのであつた。

その後、真覚寺は、七代住職「仁愛」のもと山鹿の地で、南島真覚寺と祐闇寺分院の門信徒を基盤として布教・教化活動を開始する。そして戦後の昭和一八年には宗教法人の認定を受け、寺院境内地等の拡張、納骨堂の新設等伽藍の整備等にも取組んだが、平成五年に歿し、後は一七代住職の坊守直子が代務住職として現在に至つてゐる。

時代	元号 年代	西暦	歴代住職名	事項
昭和四三年	昭和四七年	一九七二年	昭和四七年	楼門土台・台所瓦葺改修、門前ブロック塀と境内便所の新設工事 庫裏全部の疊替え（門前の国道三三五号開通）
一九六八年	昭和六年	一九八七年	昭和六年	三月納骨堂新設工事着工・七月七日落成 三月庫裏立替え増設工事着工・四月落成
西暦	昭和五年	一九九三年	平成六年	庫裏十畳二間の屋根替え・草葺より瓦葺へ
歴代住職名	平成五年	一九九四年	平成六年	七月二十五日 本堂裏の土地（一〇〇坪）境内地として購入、八月二五日登記
事項	平成六年	一九九四年	平成七年	当寺一七世住職 仁愛一月歿
歴代住職名	平成七年	一九九五年	平成八年	代務住職・直子
事項	平成八年	一九九六年	平成九年	樓門門前一帯の整備（参道敷石及び境内のコンクリート舗装工事）
歴代住職名	平成九年	一九九六年	平成十年	衆徒桑原直子、代務住職に就任
事項	平成十年	一九九七年	平成十一年	真覚寺墓所の整備と納骨堂地下に図書室新設（着工七月一九日・九月二〇日竣工）・本堂他の瓦塗料吹き付け工事（六月一四日完成）
歴代住職名	平成十一年	一九九八年	平成十二年	七月寺族用内厨房増設
事項	平成十二年	一九九九年	平成十三年	

和	昭	大正
昭和三九年	昭和八年	大正一四年
一九六四年	一九二五年	一五世 了然
		(山鹿真覚寺)
		一六世 留教
	一九三三年	
	一九三八年	
	一九四二年	
	一九四七年	
昭和一九年	昭和二三年	
昭和一七年	一九三二年	
昭和一七年	一九三八年	
昭和一九年	一九四二年	
昭和二四年	一九四四年	
昭和二八年	一九四九年	
昭和三四年	一九五三年	
昭和三九年	一九五九年	
		(大正一四) 仁愛、龍谷大学・文学部を卒業(三月)
		は、米野岳村岩原への真覚寺移転の事務を進める (家屋移転等の契約)
		佐賀県神崎郡三田川村出身。昭和五年一月発行「全國寺院名鑑」に、真覚寺藤戸了然師の名前が見える
		○真覚寺を山鹿に移転
		真覚寺を、大字山鹿字花塚二七二番地に移転し、同二月桑原留教が本山より同寺住職に任せらる(真覚寺過去帳)
		留教、八月二十五日歿、六一才
		一〇年平山専念寺法中講の節、来民町祐闈寺の仲裁で法中との和議なる
		一一月二九日、当寺住職に就任、一一月南島より楼門移転竣工
		川沿村光教寺徳水泰仁師二女(三四才)入寺、仁愛坊守となる
		七月七日、中富村 光傳寺本堂並びに仏具譲渡を決定
		一二月、当寺大梵鐘他金属製仏具類を供出
		桑原宗因師死去につき、真覚寺一七世住職・仁愛を来民町祐闘寺兼務住職に登記。
		五月三〇日、住職。北支山東省經南渡海承認を受く
		旧庫裏の取り壊しと、庫裏一〇疋二間の母屋、および厨房の立替え
		五月八日真覚寺の宗教法人規則認定(認第二一四五号)
		西側隣接地を境内地として購入登記
		本尊御宿替え、内陣の莊嚴工事
		境内地として、門前土地(二二一、四坪)を山鹿市より購入、五月九日登記

正 大		治							時代
元号	年代	西暦	歴代住職名	事項					
明治一三年	一八八〇年	一四世 智照	法英の実子（室は喜満、ムメ）	（明治一三）この頃、真愚、「祐闈寺分院」として現大字山鹿三七二番地に居を定む					
明治二一年	一八八八年		智照の長男不二雄誕生	（明治二二）山鹿真覚寺祖、真愚歿					
明治二四年	一八九一年		法英・一二月一三日没	（明治二四）留教、長州清台寺等で宗業を学ぶ					
明治二九年	一八九六年		七二才 法名	「詠月院釋法英信士」、智の実父					
明治三一年	一八九八年		（明治三一）奥永、立山順平の二女ハツ入寺、留教の坊守となる	（明治三二）奥永、立山順平の二女ハツ入寺、留教の坊守となる					
明治三二年	一八九九年		（明治三二）仁愛誕生、（後の一七世住職）	（明治三二）仁愛誕生、（後の一七世住職）					
明治三五年	一九〇二年		法英室の弟、勵学五月歿 七四才	（明治三五）光明院釋智照・一〇月三日歿 四九才（南島墓地）					
明治三八年	一九〇五年			（明治三八）光明院釋智照・一〇月三日歿 四九才（南島墓地）					
大正元年	一九一二年			（明治三八）留教、山鹿町字花塚、花塚墓地の西に隣接して、間口五間、奥行き七間の本堂を新設。					
大正二年	一九一三年			（建立に関して山鹿法中と事を醸し、解決に至らず）					
大正七年	一九一八年								
大正一二年	一九二三年	(兼住) 覚照	光明院釋智照・一〇月三日歿 四九才（南島墓地） 教順院釋尼妙信（俗名・佐々木須磨子）天保五年生 まれ、三月一八日歿 八〇才	(大正一) 本堂天井寄付にて完成（寄付斎藤善太郎）					
			(大正一) 仁愛、武庫仏教中学校入学（三月）	(大正一) 仁愛、武庫仏教中学校入学（三月）					
			善照寺住職・佐々木覺照師、真覺寺兼務となる。八月二一日日本山より認可。（過去帳は大正一〇年まで 覺照師の筆跡）	(大正一) 仁愛、武庫仏教中学校入学（三月）					
			福岡県三池郡銀水村清福寺・福原法道師入寺 福原法道師の兼住 二月五日本山より認可 三月二一日、佐々木覺照師より、過去帳の引き継ぎ を受ける。	(大正一) 仁愛、武庫仏教中学校入学（三月）					
			真覺寺留守居、西山崇信師歿（法道の弟）、法道師	(大正一) 仁愛、武庫仏教中学校入学（三月）					

明	代	時	戸	江
明治一〇年	弘化元年 嘉永二年 万延元年 文久三年 元治元年 慶応四年 明治三年	文政八年 文政一〇年 文政一二年 天保四年 天保年間 (一四) 一八四四年 一八四九年 一八六〇年 一八六三年 一八六四年 一八六六年 一八七〇年	天明三年 寛政七年 文化二年 文政八年 文政一〇年 文政一二年 天保四年 天保年間 (一四)	安永元年 明和二年 一七六五年 一〇世 誠鑑(養子) (九世)不明 眞覺寺の手水盤銘「奉寄進 南嶋邑中野町御講中 明和二年乙酉稔一二月吉祥日」 (室は壽英 当山生まれ) 眞覺寺 真宗寺地年貢地 湯町光專寺末寺。寛永一八年ニ改メ コノ寺先祖ハ佐々木末トイウ。湯町 光專寺ト同ジ 住寺地御年貢地ナリ(鹿郡舊語傳記) 什物・三部經妙典箱裏墨書銘 一空・尼恵貞(南島墓碑) 晉鑑・八月十九日歿(南島墓碑) (室は怒勢、長谷川の西得寺より入寺、了徹の娘) 晉鑑・八月二日歿(三池詠月寺にて) 佐々木貫志 出生(法英) 寂靜の実母・七月二日歿(三池詠月寺にて) 真覺寺什物日葡銘「寄附主 坂田村清次妻 文政一二丑年七月日」 壽英・六月一三日歿「晉真院壽英眞尼」当山生まれ、晉鑑の室、最勝実母(南島墓碑) 當寺樓門竣工は天保年間、「願主は、広村の住大川原秀右衛門の実父和七で下米野出身。天保一四年一〇月 四日歿、法名歎喜院」 最勝隠居 真覺寺蠶獻上問題の発端起きた(嘉永二年本願寺達書) (三池の詠月寺より入寺、室は惠寿) 寂靜の室 恵寿(怒勢の実子)歿五三才・新發意法英の実母・法英の子兵部卿歿 怒勢・歿七七才、最勝の室 長谷川西得寺了徹の娘、惠寿の実母で他に子供なし 法英長男千代丸(後の智)六月一三日誕生、 寂靜・没「入都院釋寂靜」、法英の実父 (佐々木系) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 (室は須磨) 法英は寂靜の実子 一二月三日改暦・法英は佐々木貫志、弟は佐々木 一に改め。 三世 法英(貫志) (桑原系) (祐闇寺分院) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 絵像箱墨書銘)(一八二二) (明治二) 真恩の三女ツイ誕生 (明治六) 留教誕生(後の一六世住職)
一八七七年	一八七二年	一八四四年 一八四九年 一八六〇年 一八六三年 一八六四年 一八六六年 一八七〇年	一七七八年 一七九五年 一八〇五年 一八二五年 一八二七年 一八二九年 一八三三年 一八四四年	一七七二年 一七九五年 一七七二年 一七六五年 一〇世 誠鑑(養子) (九世)不明 眞覺寺の手水盤銘「奉寄進 南嶋邑中野町御講中 明和二年乙酉稔一二月吉祥日」 (室は壽英 当山生まれ) 眞覺寺 真宗寺地年貢地 湯町光專寺末寺。寛永一八年ニ改メ コノ寺先祖ハ佐々木末トイウ。湯町 光專寺ト同ジ 住寺地御年貢地ナリ(鹿郡舊語傳記) 什物・三部經妙典箱裏墨書銘 一空・尼恵貞(南島墓碑) 晉鑑・八月十九日歿(南島墓碑) (室は怒勢、長谷川の西得寺より入寺、了徹の娘) 晉鑑・八月二日歿(三池詠月寺にて) 佐々木貫志 出生(法英) 寂靜の実母・七月二日歿(三池詠月寺にて) 真覺寺什物日葡銘「寄附主 坂田村清次妻 文政一二丑年七月日」 壽英・六月一三日歿「晉真院壽英眞尼」当山生まれ、晉鑑の室、最勝実母(南島墓碑) 當寺樓門竣工は天保年間、「願主は、広村の住大川原秀右衛門の実父和七で下米野出身。天保一四年一〇月 四日歿、法名歎喜院」 最勝隠居 真覺寺蠶獻上問題の発端起きた(嘉永二年本願寺達書) (三池の詠月寺より入寺、室は惠寿) 寂靜の室 恵寿(怒勢の実子)歿五三才・新發意法英の実母・法英の子兵部卿歿 怒勢・歿七七才、最勝の室 長谷川西得寺了徹の娘、惠寿の実母で他に子供なし 法英長男千代丸(後の智)六月一三日誕生、 寂靜・没「入都院釋寂靜」、法英の実父 (佐々木系) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 (室は須磨) 法英は寂靜の実子 一二月三日改暦・法英は佐々木貫志、弟は佐々木 一に改め。 三世 法英(貫志) (桑原系) (祐闇寺分院) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 絵像箱墨書銘)(一八二二) (明治二) 真恩の三女ツイ誕生 (明治六) 留教誕生(後の一六世住職)
佐々木貫志名で、鹿本郡寺院仏堂明細帳(明治一〇年前後頃)にあり。	一八七七年	一八四四年 一八四九年 一八六〇年 一八六三年 一八六四年 一八六六年 一八七〇年	一七七八年 一七九五年 一八〇五年 一八二五年 一八二七年 一八二九年 一八三三年 一八四四年	一七七二年 一七九五年 一七七二年 一七六五年 一〇世 誠鑑(養子) (九世)不明 眞覺寺の手水盤銘「奉寄進 南嶋邑中野町御講中 明和二年乙酉稔一二月吉祥日」 (室は壽英 当山生まれ) 眞覺寺 真宗寺地年貢地 湯町光專寺末寺。寛永一八年ニ改メ コノ寺先祖ハ佐々木末トイウ。湯町 光專寺ト同ジ 住寺地御年貢地ナリ(鹿郡舊語傳記) 什物・三部經妙典箱裏墨書銘 一空・尼恵貞(南島墓碑) 晉鑑・八月十九日歿(南島墓碑) (室は怒勢、長谷川の西得寺より入寺、了徹の娘) 晉鑑・八月二日歿(三池詠月寺にて) 佐々木貫志 出生(法英) 寂靜の実母・七月二日歿(三池詠月寺にて) 真覺寺什物日葡銘「寄附主 坂田村清次妻 文政一二丑年七月日」 壽英・六月一三日歿「晉真院壽英眞尼」当山生まれ、晉鑑の室、最勝実母(南島墓碑) 當寺樓門竣工は天保年間、「願主は、広村の住大川原秀右衛門の実父和七で下米野出身。天保一四年一〇月 四日歿、法名歎喜院」 最勝隠居 真覺寺蠶獻上問題の発端起きた(嘉永二年本願寺達書) (三池の詠月寺より入寺、室は惠寿) 寂靜の室 恵寿(怒勢の実子)歿五三才・新發意法英の実母・法英の子兵部卿歿 怒勢・歿七七才、最勝の室 長谷川西得寺了徹の娘、惠寿の実母で他に子供なし 法英長男千代丸(後の智)六月一三日誕生、 寂靜・没「入都院釋寂靜」、法英の実父 (佐々木系) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 (室は須磨) 法英は寂靜の実子 一二月三日改暦・法英は佐々木貫志、弟は佐々木 一に改め。 三世 法英(貫志) (桑原系) (祐闇寺分院) 最勝・歿 八一才・法英次男「秋義孝」歿 五才 (文政五) 真恩の実父「智泉」存命(祐闇寺御 絵像箱墨書銘)(一八二二) (明治二) 真恩の三女ツイ誕生 (明治六) 留教誕生(後の一六世住職)

五、真覚寺歴史年表

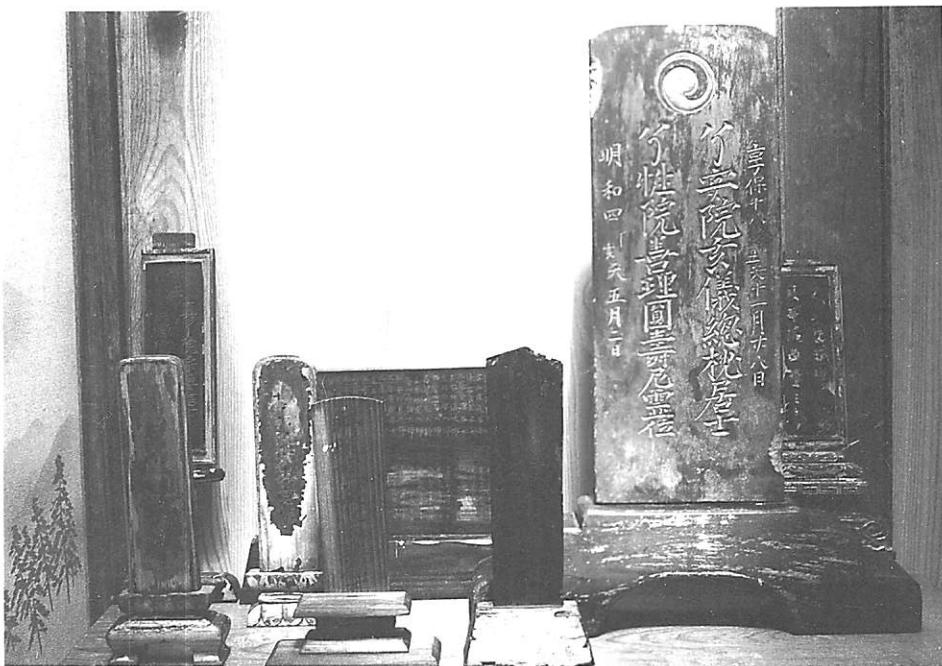
時代	元号 年代	西暦	歴代住職名	事項
天正五年	一五七七年	開基・初代慶西	法性山・楊柳寺・天正五年焼亡	法性山・楊柳寺・天正五年焼亡という。(山鹿郡誌草稿)「真覚寺の前身か。」
慶長五年	一五八七年			開山は、天正一五年(一五八七)と伝えるが、旧境内地内に古式の瓦質火舎の散乱が見られるので、若干古くなることも推定される。
天正一五年	一五九九年	一六〇四年	(二世)慶保	合志郡竹迫の城主、合志伊勢守親重の子、熊太郎、合志氏没落の後剃髪して法号慶西と称し、天正十五年当寺を創立すと。創め禪宗なりしが、元和元年一〇月改宗して真宗となる。(鹿本郡誌)
元和元年	一六一五年	一六三三年		慶保生れる。
寛永一〇年	一六四一年	一六四一年	慶長九年作成の南嶋村検地帳に水田の所有者として「養壽寺」の寺名が六か所に見える。	
承応元年	一六五二年	一六五八年	元和元年一〇月に改宗、西本願寺の末につく「法性山・真覚寺」(鹿本郡寺院仏堂明細帳)	
明暦四年 (万治元)	一六六九年	一六七二年	南島与人畜家数御帳に慶保(三五歳)の名が見える	
寛文一二年	一六八一年	一六八三年	真宗西派山鹿湯町光專寺末寺、寛永一八年開基年貢地也(肥後国誌)	
天和三年	一六九一年		真覚寺 真宗 湯町光專寺末派 承応年中僧慶保開基(山鹿郡誌草稿)	
元禄四年	一六九七年		什物墨書銘・蓮如上人影像「明暦四歳戊戌三月六日、仏照寺下光專寺下肥後国山鹿郡南嶋真	
元禄一〇年	一七二三年		物也、願主釈慶□」	
享保八年	一七三〇年		(三世)智閒	
享保一九年	一七三四年		山鹿郡の項に「中町真覚寺 真言」とある(国郡寺社総録)	
元文四年	一七三九年		什物・七高僧御絵像の墨書銘 □朝高僧真影 本願寺繪□房 寛文一二壬子年 仏照寺門徒光專寺下肥	
享保一五年			後山鹿郡南嶋村真覚寺什物也 願主□□	
元禄四年			湯町在住 森四郎兵衛長重、大梵鐘寄進	
元禄一〇年			一紙文書・誓詞「一札之事」	
享保八年			真覚寺大梵鐘銘文・(全空は合志伊勢守源隆岑の後裔・享保八年〔一七二三〕歿)	
元文四年			智閒・一〇月二十四日歿(南島墓碑)	
享保一九年			全空・五月一八日歿(南島墓碑)	
元文四年			(八世)靈空	
享保一五年			(六世)義空	
元禄四年			(七世)一空	
元文四年			(八世)靈空	
義空・五月一日歿(南島墓碑)			(室は恵貞)	
靈空導師・八月一三日歿(南島墓碑)				

四、牧野家位牌と墓所解説

南島真覚寺境内墓所は、旧本堂に向かつて左手に在り、歴代住職の墓碑と牧野家の墓碑が残っている。真覚寺住職の墓で一番古いのは、元禄一〇年（一六九七）の三世住職智門墓碑である。しかし墓所内に、歴代住職の墓全てが残っている訳ではない。

牧野家の墓碑は、住職墓手前一列と西側に残る。同家先祖付けによれば、牧野家の祖は隈部家臣の牧野主殿である。初代牧野安右衛門は、のち山鹿安右衛門と改名、山鹿郡の惣庄屋を勤めていたが、山鹿郡の郡奉行に任命され、一二年間湯町の定詰めを経て、後郡方頭まで勤めた人である。勤功で新知百五十石、後功劳により五十石加増され、二百石を支給されている。その後子孫は、小倉戦争の頃まで九代ほど続いている。牧野家の一番古い墓碑は、延享三年（一七四六）の四代目牧野安之允の墓である。安之允は、熊本藩主七代の細川宗孝の部屋付きを勤めた人である。この頃から真覚寺との関係が生じたものであろう。

当初は牧野一族との血縁関係からか、あるいは壇那寺としてであつたのか明らかではないが、後には、有力門信徒として登場してくる。ただ、狹い境内墓所内の住職墓碑群に、入り混じって牧野家の墓碑列が設けられていることから見ると、ある時代における婚姻関係の可能性も考えられる。



第8図 山鹿真覚寺に残る山鹿安右衛門（牧野家）子孫一族の位牌



第9図 同上 金箔の家紋入りの牧野家位牌

[2] 牧野安右衛門（山鹿郡奉行）一族の墓碑類（同右）

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
同	同	同	同	石塔型墓碑	龕塔婆型墓碑	石塔型墓碑	石塔型墓碑	板碑型墓碑	肥後型板碑 (供養塔)
蓮光院教正勝岸居士 真證院釋氏今信士	定壽院入釋妙性尼	牧野直章之墓 寶樹院入寂香貞信尼	牧野伊助直員入道連山墓	圓壽院香岸壽貞信尼	了照院善理圓壽尼墓	月照院釋尼妙證	寂光院善理宗安居士	飯真 秽尼妙惠不退位	英真院道機宗閑居士之塔
(右側) 八月四日 (左側) 九月十八日	天保七甲歲八月二十日 (一八三六)	天保五年十月二日 (一八三四)	寬政三年亥天三月二十六日 (一七九二)	安永三年午天正月八日 (一七五六)	明和四年丁亥天正月二日 (一七六七)	寶曆八寅天 (一七五八)	延享三年丙寅天四月九日 (右側) (一七四六)	享保十三戊寅申年 (一七二八)	元祿元戊辰天七月朔日 (一六八八)
同 牧野 久馬次 (年号無し) 左源太	八代・牧野駒太妻 (過去帳)	直章・牧野家七代 (過去帳)	(裏面) 七代養孫 牧野平助源直章 嫡子 牧野太夫源直□	壽貞・五代・牧野伊助母の墓 (過去帳)	龕塔婆型石塔 (位牌が残る)	實女 奥田氏妻 施主勢野 (裏面)	宗安一四代・牧野安之允の事 (過去帳) (右側) 俗名「爲」行年二十七歳 (左側) 天明二壬寅年 實弟 牧野佑三 直次建之	(裏面) 牧野佐三源直次造立 六代孫 牧野佐三源直次造立 (初代 牧野安右衛門の供養塔)	(裏面) 牧野安右衛門尉源真広 六代孫 牧野佐三源直次造立

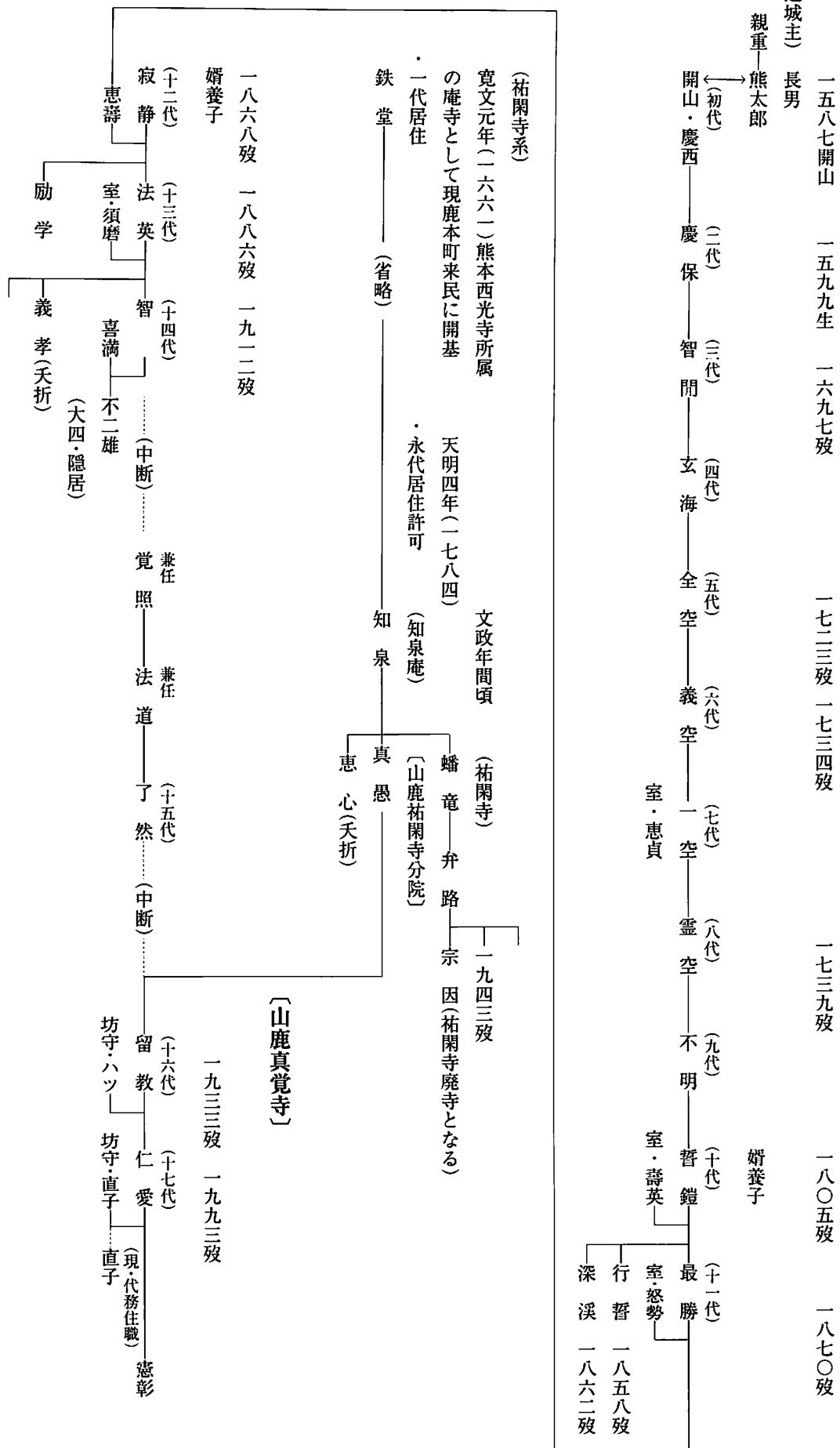
三、墓碑関係一覧表

[1]真覚寺関係墓碑類（山鹿市南島旧境内墓所）

番号	石造物の形式	墓碑正面の文字	年号・年月日	備考（両側面及び裏面記載事項等）											
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	石造物の形式	墓碑正面の文字	年号・年月日	備考（両側面及び裏面記載事項等）
同	同	同	同	同	同	同	同	石塔型墓碑	肥後型板碑	五輪塔空風輪部	宝篋印塔叢部他	なし	なし	なし	開山墓碑か 戰国末期頃（一基分）
故佐々木スマ墓	故佐々木智之墓	当院十六世祚法英	當院十世釋誓鑑之墓 誓眞院壽英信尼	釋一空 尼恵貞	寬政七乙卯九月十二日 (右側面)	元文四戊未天八月十三日 (一七三九)	享保十九甲寅天 (一七三四)	真寂 繩儀空 靈位	梵字 繩智閒 靈位	元禄十丁巳天 (一六九七)	住職墓（三世）	寺族関係か 戰国末期頃（一基分）	なし	なし	なし
大正二年三月十八日死去 (一九一三)	大正元年十月三日死去 (一九一二)	明治十九年十二月十三日 (一八八六)	文化二丑年閏八月十九日 (一八〇五)	天保癸巳年六月十三日 (一八三三)	寛政七乙卯九月十二日 (一七九五)	住職墓（七世） 七世一空室の墓	住職墓（八世）	住職墓（一〇世） 一〇世誓鑑室の墓	住職墓（一〇世）	享保八年五月十八日 (一七二三)	住職墓（五世）	寺族関係か 戰国末期頃（一基分）	なし	なし	なし
寺族墓 同右	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 昭和三十一年建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	住職墓 佐々木智 建立	寺族関係か 戰国末期頃（一基分）	なし	なし	なし

二、真覺寺歴代住職略系図

〔南島真覺寺〕



被為在候ハヽ、願之通被仰付候様仕度、然上ハ無難有存候、出精御馳走可申上候間、

急々同寺被召登被下候ハヽ、猶篤与承リ糺申度候、若又少も思召立不被為在候義二
御座候ハヽ、乍恐其段真覺寺へ被仰渡候ハヽ、諸付届等不益之費も仕間敷奉存候、
依而此段奉伺

但本文御聞済者不被為在候御義候共、年來真覺寺亡父志を受繼、不殘心配仕候
義二付、一旦被召登懇志之段御褒詞被仰出、猶御手元無御拵訣柄被仰聞候ハヽ、
実ニ納得仕、此一条ハ絶念仕、猶品替之御馳走筋勘弁可仕与奉存候、何れニ而も
急々被召登候様奉願候事

亥四月

一然者當國御末寺中、三季御冥加等為上納、役寺淨光寺差登申候間、宜敷御取成可
被下、此段為可得芳意如斯御座候旨

熊本

四月廿一日

順正寺

下

島田左兵衛權大尉様

池永大隅介様

富島頼母様

(肥後國諸記より)

(7) 本如上人御遷化二付御達写 (一八二七)

一本所御達之者二付而者、此廻文着次第即日ち日数五十日、諸事穩便可被相心得

候事、

一御法談先例之通一七日可被相止候事、

一新規之作事者、右日數被相止候儀ハ勿論二候、尤繕之作事者日數七日被相止候
之事、

右亥正月廿三日之日付同月廿七日着

淨土真宗一派寺々住職相續之砌、在中門徒講中杯申族ら住職人柄之儀を誰彼と
存寄ケ間敷儀を申出、及混雜候儀も間々有レ之哉ニ相聞候、住職儀者五ヶ寺組
申談之上、法頭江相達、不法儀故障無レ之候得者、筋々願出、御國法を以相續被

仰付儀ニ而、住職相當之法式欠ケ不レ申様致寺務候得者、俗人として住職相續
之節、門徒講中之俗家ら人柄望ケ間敷儀等堅不申出様、尤右ニ付而ハ寺社方御
奉行中ラ内意之趣も有レ之候間、在中一統不レ洩様可被示置候、以上、

五月

御惣庄屋中

右一通山鹿南嶋真覺寺より借受写置

(日野賢隆氏・南関町資料集成より)

竹内清太郎

九月九日

山鹿曾兵衛

山鹿惣庄屋ノ事也

右写文政十三庚寅正月山鹿南嶋真覚寺より借受写置候

(日野賢隆氏・南関町資料集成より)

(5) 達書（一八四九）

肥後国

御末寺中

門徒中

今般其表產物蠟獻上之儀、御頼被仰出候ニ而、御法義相続之上より精々心配御取持可
被成上候、猶委曲者出役法輪寺可及演達候、仍而此段申達候也

御用番

少進

一筆致啓達候、先以一、然者其國御末寺中・門徒中へ年々蠟上納之儀御頼被仰出
候ニ付、別紙奉書一通差下候、右者其國山鹿郡南島村真覚寺義、是迄厚心配之趣も
有之由、猶委曲者出役法輪寺俱ニ示談有之、厚御心配御取持可被成上候、右可申達
如此御座候、恐々謹言

御用番
少進

七月廿八日

肥後

順正寺殿

西光寺殿

(6) 四月廿七日獻上物懸伺（一八五一）

一肥後山鹿郡本村真覚寺より昨歲十二月飛札到来、穂木之義申越、則伺上置候処御下

知無御座候内、再此度來状有之、其趣意穂木一件思召立、御沙汰之程難計ニ付、從
來領法役筋へ内外及示談候事柄、相調有之候手続ニ相成御座候ニ付、自然蒙御沙汰
候節ハ前々言上乍仕置、萬一不都合ニ相成候而ハ、可恐入義与奉存候ニ付、手続不
相流候様物入等をも難厭、同寺手元ニ而時々取繕心配仕罷在候趣、且又平日懇意仕
候東派之僧、隣村ニ善行寺与力申者、兼々此一条承知仕居候ニ付、同寺始同派之僧
七八人毎々罷越、此義ハ双方ノ御殿之御為、勞ニ致度旨示談申シ懸、尤も領方役筋
へも内実被申込候振合ニ而、毎々取扱ニ甚以迷惑之由申越候、右ハ旧臘より御下知之
程再度可奉伺筈之所、其頃より御用繁中奉恐察、彼是延引仕相伺不申段、役前ニ於而
恐入奉存候、右ハ此度來状ニ而ハ御成立之上、御収納方割合等も申越候、元來此一
条之起元ハ、於役前深不相心得候ヘハ、三領主肥後之國一円之見込ニ而、当座穂木
五万本之内、壹万本者御殿之御為方ニ可相成候、且兩三年之内ニハ、年分御入用高
之通御収納勿論之趣ニ候、左候ヘハ余程之御為筋与奉存候、其上真覚寺義ハ亡父より
之願書、時々之入費等令心配、思召立之御沙汰振相待居候旨ニ御座候、別而一旦ハ
小倉法輪寺も出役之節掛合、深申談候由二候ヘハ、願書之通り被仰付候者、法輪寺
御使僧役前之談筋も相定可申義ニ御座候、猶又於役前愚考仕候義ハ、此一条昨年来
状ニ而ハ、領主与御組合之仕法之趣ニ相聞申候、内実ハ御殿御依用之義ハ、領法ニ
差含置候へ共、表通御殿之御組合仕法之筋ニ相当リ候而ハ、領法差支候由ニ御座候、
自然御成立之上、其当分ハ子細有之間敷候へ共、後日ニ至リ領主より如何取計可申程
も難計、万一下日御益筋与申御名計相残、實ハ格別御益筋ニも不相成振リニ成行候
而ハ、何之御所栓も無之、其上元來者御殿より御發寺与申義も無之、畢竟御末寺御門
徒之被為勤懇念ニ、御許容ニ相成候願ニ候所、自然右之次第二押移候而ハ、千万御
不本意之御事ニ候へ共、三領主別而本家等八大家、誠ニ御懇家之御間柄故、懇志ニ
而御立行之義ハ領主被致承知候へハ、表裏二途之及沙汰候与ハ乍申、此義畢竟國政
ニ付、他所之手を以穂木成行ニ不相成様之事迄之趣意御座候歟、万々一内約違変之
取計御座候共、御門末より相歎候ハハ、國民之中條勘弁も可有之候半、又実ニ無拠
訛柄等出来候共、暫之内被仕其意候ハハ、無拠如元取計可申哉、武門大家御間柄之廉
も有之、内約忘却且而無之哉ニ相考申候、從來國柄弊風も及承候ニ付、御差支も不

一札之事

御當家御代々御厚恩不淺被思召候二付御公儀豎存間數之旨今度從御本寺

被仰付御尤至極存奉候其旨門徒中迄堅可相守様ニ可申付事

一對御公儀不義之輩御座候而何様ニ糺申候トモ隆為門徒入魂之仁一味仕間而其

趣有之併御本寺江言上可申事

一物而從御寺之下知法式堅相守寺役無惰怠門葉勤化之義被疎略間有數事右條

目於被違犯者忽淺如來之本願別而者蒙祖師之冥罰永可墮地獄者也乃誓詞

如件

肥後國山鹿郡南嶋村

真覺寺

玄海花押(血判)

天和三癸亥年三月二十九日

下間宮内卿殿

下間少進殿

豈元祿四年八月二日

住持真覺寺釋全空誌

施主藤原氏森四郎兵衛長重
治工山鹿郡中村住人大仁田伊左衛門金次

蘇質惟陰厥聲惟陽
虛圓象乾含準坤
物化嘉成降福無彊

右銘四十八字假功於安東氏守約

(3) 真覺寺大梵鐘銘〔元祿四年八月一日〕(一六九一)

肥之後州山鹿郡南島邑

法性山・真覺寺鐘銘并叙

勸惟真性者也唯寂有感必通靈覺者也不測至信則現願智廣大勲功平等覆壽十方

法化融微塵刹土寔宏矣哉郡之法性山真覺寺者真宗唱導之境念佛弘興之砌也草創

先姓江州佐々木氏十二代合志伊勢守源之隆岑之後裔釋全空從開基五代焉

維歲延宝九辛酉年郡之湯町藤原氏森四郎兵衛長重當慈親十七回季起思勵志陶冶金

二尺二寸銅鐘一軀寄之千寺以宜厚載之恩以播曾叟之德鴻爐造化神器熔成九乳模形六

篆啓景鑿金索組掛式而迭扣焉雲和之韻崇震千山河雅頌之声香弥千幽溪發揮飛沈開

曉范蠢警大夢而能諭黃昏時則鐘之取象於其義者良再也萬迴愚案綏清風叙

銘曰

龜氏畢功不寃不惄
入耳藏心斯祐神化

鏗甸響亮警衆明昕黃昏

虛圓象乾含準坤
物化嘉成降福無彊

蘇質惟陰厥聲惟陽
虛圓象乾含準坤
物化嘉成降福無彊

右銘四十八字假功於安東氏守約

(4) 安永九年御達写(一七八〇)

宗旨替寺替之儀二付而八安永六年御達之趣堅相守心得違之儀無之様可申付候、

一右御達以前娶入いたし候者寺々旦那ニ而仕候分者強而改候ニ不レ及事ニ候得共、右

ニ付而者色々申分も有之様子相聞候、依之鄉方之寺々旦那ニ改候者共、又者夫

ト方之寺々旦那ニ改候者共、此節双方之寺々相対、以來爭論等無之様人別被申

觸、右節相洛候趣一村限書付を以、四月中ニ此方へ可レ有相達候、

一前条之通今度夫々相極候而も萬一以來格別之様子有之、寺替不仕候而者難叶者
茂レ之候ハ、委細之儀書付を以願出候ハ、其趣ニ応シ御裁許可レ被仰付候

条、此段も及達可レ被申候、以上、

御郡代中

御惣庄屋中

右之通御觸候間、為御存紙面写候而入御披見可レ被下候、以上、

一、真覚寺関係文献史料

(1) 山鹿郡之内南嶋与人畜家数御帳 [寛永一〇年四月一〇日]

(一六三三) 南嶋村分の一部

高壱石二斗三升七合三勺四寸

る廿四

一男女捨壱人 内 壱人 坊主

歳三拾三 同六拾八

壱人 父親

同拾八

壱人 同宿

同二十

壱人 同宿

同二十一

壱人 母おや

同六十五

壱人 女房

同二十五

壱人 下女

同四十八

壱人 下男小作

同二十三

壱人 下男太郎

同十五

壱人 下女

同四十五

壱人 下女

同三十五

壱人 下男

同四十

壱人 下女

同三十八

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

壱人 母おや

同三十九

壱人 坊主

同五十八

壱人 父おや

同廿五

壱人 同宿

同三十

壱人 女房

同五十五

關
係
資
料
集

〔諸 註 一 覧〕

- (註1) 圭室文雄・「日本仏教」七号所収「肥後における浄土真宗の展開」
——一六・一七世紀を中心として——
- (註2) 真覚寺過去帳・享保一六年(一七三二)の一部、元文三年(一七三八)より残る。
水害関係の記事が多い。
- (註3) 菊鹿町史P三九三「真宗寺院」
- (註4) 前掲書「肥後に於ける淨土真宗の展開」
- (註5) 本願寺資料「肥後國諸記」
- (註6) 鹿本郡誌
- (註7) 熊本県史料中世篇第四「光専寺文書」
- (註8) 「鹿本郡寺院仏堂明細帳」にある
- (註9) 北嶋雪山「国郡一統・寺社總録」に真言とある
- (註10) 徳丸秋因「山鹿郡誌草稿」には「字附萬ニアリ法性山ト云 小松内府重盛公建
立七大伽藍ノ其一ト伝 天正五年薩軍ノタメニ焼失ス 肥後誌其他觀音堂
アリシハ享和二年ニ字赤根ニ移ス」とある。この寺は、かつて南島にあり、山
号を法性山といった。平重盛の創建と伝え肥後の七大伽藍であったという。
- (註11) 郷土史家・江上平助氏談
- (註12) 本堂正面の向拝部の礎石二基が昭和三〇年代までは原位置に残っていたが、
現在は移動し一基のみとなっている。
- (註13) 真覚寺関係文献史料「(3)真覚寺大梵鐘銘」参照
- (註14) 日野賢隆・仏教史研究第一四号「光専寺」「御条目」「離末免書」など離末関係の
記録」一九八〇年
- (註15) 花岡興輝「領國支配の構造」、永青文庫「先祖附」湯町(牧野)安右衛門
- (註16) 山鹿市史別巻P四六二「山鹿郡誌草稿」抄
- (註17) 熊本県史料中世篇「西得寺文書」
- (註18) 真覚寺過去帳
- (註19) 前掲書「肥後國諸記」P五三七
- (註20) 九州治乱記・新撰事蹟通考、豊薩軍記卷之三
- (註21) 混同され「親重」説もあり
- (註22) 前掲県史料収載の慶長一五年(一六一〇)の蓮如上人真影の銘には、「肥後國
- (註23) 南嶋村光専寺常住物也」とある。
- (註24) 「鹿本郡寺院仏堂明細帳」には天台宗とあり、「鹿本郡誌」P五七七、米田村誌
には禪宗、「国郡寺社總錄」には真言とある。
- (註25) 永正一五年(一五一八)隈部親時(法号了宗)の創立後、加藤清正の命で熊本
に移転、跡地の現山鹿市方保田は、專立寺となり残る。
- (註26) 前掲・圭室文雄「肥後に於ける淨土真宗の展開」より
- (註27) 細川藩政史研究会「惣月行事記録抜書」一~二
- (註28) 鳥屋日記の安永五年(一七七六)五月一〇日の頃にも、葬式の件で「西光寺、
妙蓮寺の間で出入りが起こり、寺方の儀者甚だ難しき旨」と言つた事や、文
政五年(一八二二)には、「旦那寺不足で葬式が出せず云々」と言つた記載が
見られる。
- (註29) 藩では古く寛文四年(一六六四)から櫛栽培を奨励。
- (註30) 山下甚左右衛門「鹿郡舊語傳記」に「像成寺トイフ、理宗ナリ」とあるが、「道
場寺トイフ、時宗ナリ」の誤りであろう。記録によれば、南北朝期に時宗の一
遍もこの地に立ち寄ったという。
- (註31) 前掲書、山鹿郡誌草稿に「光頭寺迹 字上町ニアリ阿弥陀ノ石祠アリ 元禄
ノ銘見タリ 湯町光頭寺ノ迹也」とある。
- (註32) 一代居住については、熊本県史料集成「4」「仁助咄」の中に以下の興味深い
会話がある。時期は一八世紀末頃で、文中の道迷は庵の僧侶である。
「道迷云、いづれもようきかしやれ。わしも年来一代居住の望みなれども、
知つての通り、今は庵寺といふは、自由にはならぬ事じや。しかしこの春は
何方も飢餓にて奉りて、わしが一代居住の願ひを致しとうござる。しか
しながら御見懸けの通り、わしが手元には貯へては少しも御ざらぬ。この
節の事なれば、いづれも精を出され、志をして下され。
- 座中云、これは結構な御存じ立ちにて御座ります。佛様の事なれば、どの
やうにでも話を致しませうが、その寸志とやらは、何程ばかり錢がいる事で
御座りますか。
道迷云、まづ三貫目あればよう御ざる。」

戸からなる町並みが成立している。近郷近在の買物の場としての機能を持つ在町である。山鹿郡中村手永会所をはじめ、真宗寺院としては正光寺、光運寺等が見られる。この他、特に成満寺通寺（儀海）や西光寺弟子（知泉）掛屋敷等が注目される。この事から、人が集まる在町を標的として、布教を進める熊本城下所在の大寺院の姿が浮かび上がる。知泉庵もその一つだった訳である。

圭室文雄氏は、その著述の中でこれらの通り寺、掛け所等の名称は、浄土真宗寺院形成の前段階として捉えられている。

この様な動きのなか細川藩が行つた宝曆の改革に伴う宗教対策は、宝曆二年（一七五二）の在家での僧侶の説法禁止や弟子は師の手元に置く事等に始まり、翌三年には、非法寺院の整理、同二年には寺院への田畠の寄進禁止等の対策が取られる。これらは、大局的に見れば封建体制強化であり、年貢の確保策にも繋がっていたのである。

この政策は江戸時代を通じて続き、来民の知泉庵は明治一二年（一八七九）に至るまで、独立寺院としての寺号公称は出来なかつたのである。明治一二年、この知泉庵も本願寺直末の祐閑寺として独立を果たしたが、六四年後の昭和一八年桑原宗因住職の死亡により、後継住職不在で廃寺となつた。

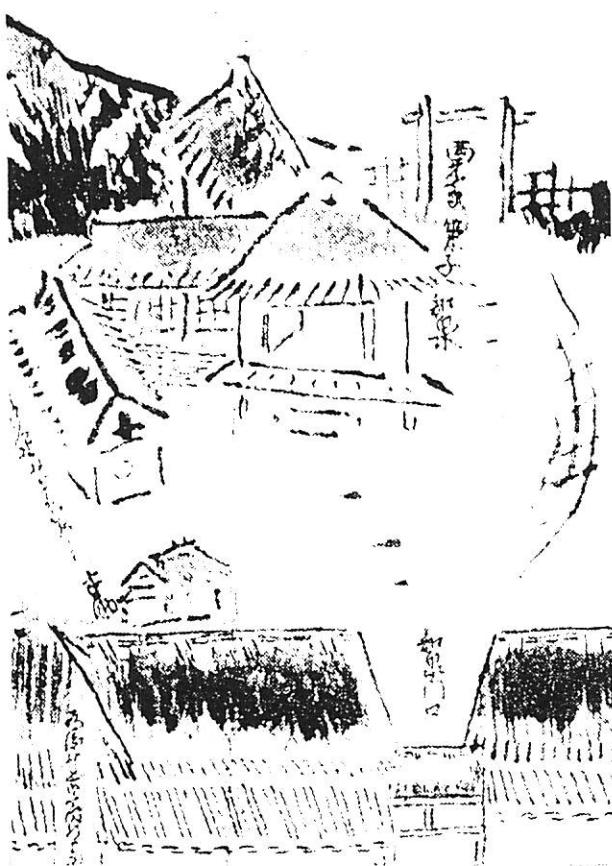
この知泉庵の知泉の次男真愚が初めて居を構えた場所が、現在の「山鹿真覚寺」の所在する山鹿市山鹿三七二番地である。当時は江戸時代の踏襲で、新規寺院の開設は認められず、当初、祐閑寺分院として発足したのであつた。明治一三年（一八八〇）前後のことである。真愚の長男「留教」は、宗業を長洲の清台寺で学んだ後布教活動を開始し、明治三八年（一九〇五）現在地に間口五間、奥行き七間の本堂を新設する。しかし、この事は、当時の山鹿組法中との間に軋轢を醸し解決には至らなかつた。

その後の昭和四年（一九二九）、留教は、後継者や岩原移転問題等で廃寺同様となつていた南島真覚寺を正式に現在地に移転した。そして同年二月本山から留教をもつて、真覚寺一六世住職に任命する旨の文書を得たのであつた。ここに、真覚寺は「山鹿真覚寺」として、その法灯と法脈を保ち得ることとなつた。

この山鹿真覚寺の発足は、廃寺となつた三か寺の素地の上に成立したものと言えよう。三か寺とは、後継者不足のため廃寺寸前となつた南島真覚寺、来民祐閑寺、分田光伝寺である。光伝寺からは什物の一部を受け継いだ。また、南島真覚寺所有の山林は、移転時に地元へ寄付をしている。

光伝寺からは、六世の留教が本堂を移築するため譲り受け、その用材を筏に組んで運搬すべく菊池川に運んでいたが、梅雨期の洪水によりすべてを失つてゐる。

過去に、地方の浄土真宗小寺院が常に對峙してきたものは、宝曆の改革に始まる封建体制の強化促進に伴う宗教対策であつた。そして、明治以降も山鹿真覚寺の法灯を継続する際、常にその行く手を遮つたのは、先の宗教対策の残照であつたと言えよう。



第9図 知泉庵全景（大光寺所蔵・宝曆新町絵図より）

まず、この地がかつての長坂合戦の地であり、この合戦に光専寺、真覚寺、光顕寺の三カ寺の祖がすべて、中世国衆の一族として係わり合いを持っていたことが挙げられよう。

一族より多数の戦死者を出し、戦死した先祖の靈を弔う意味をもって、現地に一堂を建立した事が契機となつて近世寺院の基が築かれたのである。そして豊後より伝播された淨土真宗を受け入れ、一七世紀前半に没落した中世土豪の菩提寺からの転身をはかり、やがての信仰を、小村落農民層へと深く浸透させていったものと思われる。

一方この時は、山鹿湯町が在町として成長しつつある時期であった。

中世以来、主要道路沿いに位置した山鹿湯町は、南北朝時代には、現在の上市に時宗の道場（註30）があり、人々の集まる門前には、地名のように市が立った場所であった。

また、現在の金剛乗寺門前は門前町として当時は九日に市が立ち、現在も九日町（ここのかまち）の町名が残る。このように中世時の山鹿は、市場町、温泉を持つ宿場町としての機能を持つ集落であった。

近世になると山鹿は、これに近郷近在の買物客が集まる在町としての性格が加わり発展を遂げる。この近世初頭頃に、奇しくも南島村界隈から、まず二カ寺の淨土真宗寺院が山鹿湯町に進出する。光専寺は、寛永一〇年（一六三三）以降に山鹿の字東惣門に、光顕寺は承応元年（一六五二）に、同字東九日町の現在地に進出（註31）した。遅れて、真覚寺の法灯の進出は明治以降の事であった。

かつて先祖が戦死した合戦の地とはいひながら、梅雨時の大洪水が年中行事の如く繰り返されるこの地に三カ寺もの寺院が建立され、やがて淨土真宗に改宗、三カ寺共大字山鹿に進出した最大の理由は何だつたのであろうか。

当然山鹿所在の既存仏教寺院の、新規参入寺院に対する排除の動き等が少なかつたこともあろうが、山鹿湯町が在町として成長を遂げる中で、それだけの寺院を受け入れる経済的地域盤と、戸数の集合とがあつたためであろう。それは、とりもなおさず広大な沃野である菊鹿盆地の恵みに他ならないと考えられる。

(9) 存亡危機の時代

江戸時代中期の宝暦二三年（一七六三）から文化三年（一八〇六）にかけて、淨土真宗本願寺派で起きた三業惑乱問題では、南島真覚寺は三業派に属しながらもこれを潜り抜け明治にいたる。そして、明治初年の廢仏毀釈、その動きに対する民衆の廢仏反対等の動きの中で明治を経て大正を迎える。

大正元年（一九一二）一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機に当時の諸般の事情も絡み、真覚寺は開山以来初めて法燈継続の危機を迎えることになる。その頃、真覚寺は後継住職に恵まれず、大正時代を通して、他寺の住職が兼務住職として入寺し法務を行つた。しかし大正末期になると、後継住職問題と共に寺の岩原（現鹿央町岩原）移転問題等が複雑に絡み、廢寺寸前の状況となつていた。

この南島真覚寺とは別に遡つて明治の始め頃、米民（現鹿本町）知泉庵の智泉の子真愚が、次男なるが故に自坊を継ぐことが出来ず、山鹿において他寺の伴僧として布教活動を行つていた。真愚の出自の知泉庵は、寛文元年（一六六一）五月、僧鉄堂の一代居住の庵寺（註32）として開設され、熊本西光寺に所属した。その後の天明四年（一七八四）五月、初めて永代居住の庵寺として許可を得た。

鹿本町来民の大光寺に残る宝暦一三年（一七六三）の新町絵図（第9図）によると、通りに面した北側の家並みの家屋と家屋の間に、幅が一間程の入り口が設けられ、「知泉門口」の文字がある。その奥、つまり裏家部分に一堂が見える。草葺きの屋根に廻り縁を施し、前面に広い入口を設けた建物で、その前面には上り降り用の踏み石が置かれている。これが庵（仏殿）で、この建物の左手に連なる家屋が知泉の掛屋敷（庫裏）であろう。庵の左手余白には「西光寺弟子知泉」の文字が見える。仏殿前の余白が境内地で、この周囲を簡単な柵で囲み、裏口には二本の柱に横木を通す簡略化された冠木門が見える。これが宝暦新町絵図に残る知泉庵の全貌である。その後の明治九年（一八七六）二月には知泉庵と公称し、同一年（一八七九）祐閑寺の寺号を得て本願寺直末となつた。

江戸時代の来民は「山鹿新町」と呼ばれ、既に宝暦の頃には道路を挟んで一五七

る事への対策というより、土地を失う事で、農民よりの年貢の確保が難しくなる事への懸念が、この触れの真の目的と思われる。いわば、宗教施策というより、封建制度の維持といった面での対策と考えられる。また、この触れを裏返してみると、寺社や地域での新規の祭礼の禁止、新規の寺院設立の禁止といった一連の動きは、元禄元年（一六八八）の時期に、寛永八年（一六三一）を境として古跡、新地と分け、同年九月以後に設立された寺院については新地として、再興、修復を許可しなかつた事象に連なるものと思われる。

さて、宝暦の改革後の真宗寺院の状況はどの様なものだったのであろうか。一七八五年から一八〇三年の間に成立したと推定される「仁助咄」のなかで、近頃真宗寺院繁昌のこととして、御講坊主と座中の人々との会話形式で、報恩講、一代居住、禄の多い寺等の事が語られている。

また、智伯と言う医者の口を借りて「在中は何方も真宗にて、近年は在中も真宗寺は御堂も太ふなり、莊嚴なども立派になり、坊様方も結構な御幕し方にござります。」と批判的に語られているが、当時の真宗寺院の状況の一端を示すものであろう。

続いて安永六年（一七七七）には、宗旨替えに関する達しも出されている。

また同九年には、それ以前に嫁入りした者については、家の壇那寺の場合強いて改める必要はないが、嫁の里方の壇那寺、夫かたの壇那寺に改めた者は、双方の寺の間で紛争が無いように話し合い、四月中に書類をもつて提出するようにとの主旨である。

熊本城下の町方に対しても、宗旨、寺替の節は、新增那寺と元壇那寺の双方寺院へとくと掛け合い「差し支えなし」との書状を取り、受け入れるように。ただ、嫁入りした者については、嫁入り先の家の宗旨となることは世間の通例であるので、双方の寺へ届ける必要はない。といった事が、町方の宗旨替、寺替えの方法として触れられている。

同様の壇那寺替えに関する達しは、降つて文化一四年（一八一七）にも出され、元壇那寺より差支えなしの書類と、その裏に一派の法頭と役寺五カ寺組の裏書きに

捺印の上、新壇那寺に提出するよう各宗派共に求めている。このことは、安永九年のお達し以後、寺院間の紛争が頻出したことを意味している。この頃から、浄土真宗でも肥後伝播以来の一七世紀前半の活気ある布教の意欲を無くし、門徒を奪い合う紛争が多発したことを見唆している。真覚寺記録中にも他寺に転じた家について「元来当寺門徒たりしが、何の訳ありてか、いぶかしき事なり」といった記述も見られ、その様な事例（註28）が多かつた事を物語っている。

さて、幕末に惹起した真覚寺の蟻獻上問題に関してであるが、細川藩では宝暦の改革時に、藩財政の赤字解消のため、櫟蟻、楮、養蚕、製糸などの産業を奨励（註29）している。特に、櫟は寛延二年（一七四九）城内に櫟方役所が置かれ、宝暦三年（一七六三）には藩直営の製蟻が行われていたが、蟻売買は自由で、専売制はまだ敷かれてはいなかつた。しかし、明和九年（一七七二）に藩が出した触によると、櫟蟻売買問屋を個人問屋から旅人問屋惣会所へ変え、運上銀を改定し、惣会所の改印を受ける事を義務付けている。また他国へ売り出す分も、惣会所から手形を受取り出荷するように規制している。このように明和年間（一七六四～七二）から藩の統制がはじまつたが、惣庄屋以下の反対で安永年間には解除されている。降つて文化一五年（一八一八）になると藩はふたたび櫟蟻に関心を示し、国産の生蟻、晒蟻を売出し、取扱は三丁目物産会所や八代出会会所で行う事や、他国の蟻の移入禁止の旨を通達している。このように、国の物産に関する藩の関心が強まり大きな収益をあげるなか、嘉永二年（一八四九）に起きた真覚寺の本山への蟻獻上問題は、藩の方針等に抵触し、大いに当時の真覚寺住職を悩ませたことであろう。このようすに櫟蟻、楮等は、藩の政策もあり、かつては至る所に植えられていた。真覚寺に隣接する豊前街道沿いにも、つい先年までその一部が残っていたし、楮は烟の土手、畦等に植えられていたが、土地改良、圃場整備事業等で現在は姿を消してしまった。さて、十六世紀後半頃、南島村という小村落内に寺院が三カ寺も成立し、それが

の後の宗教政策も概観することが出来よう。

宝暦二年（一七五二）藩は、僧侶による在宅での説法を禁止している。藩の達し（覚）の概略は以下の通りである。

一、在中では、春先に僧侶が百姓の家に入り込み人々を集め説法するやに聞くので、今後は禁止する。

二、病気の者等が出家し、家に居る場合もあると聞くので、弟子にしたら早速師の元に引取り、弟子を在家に置く事を禁止する。

以上の条々から窺えることは、一八世紀中頃になると、宗教活動は寺院内に止まらず、僧侶は村々の在宅へ入り込み、人を集め布教活動を展開していることが判る。これらは、説教と聞法を重視する在家仏教たる浄土真宗の僧侶達である。この僧侶の布教活動が、藩の施政者達にとって、放置すれば、揆に繋がる不穏な動きと写つたのである。以上の条々は、末寺や弟子達にもよく申し聞かせ、きっと相背くことがないよう、若し違背の僧侶があれば、吟味の上出家たりとも相許さぬと結ばれている。これらの達しが出された背景には、春先に真宗の僧侶が村々に行き、在家人を集め説法をすることが多かつたためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然であるので、今後は在宅に人々を集めて説法するのは禁止、という訓である。

また当時、病気の者、身体に障害のあるものが、俄に出来し寺の弟子になり、家に居ながら説法らしき物語等を行い、簡単な仏事には説経するなどして布施を貰つて渡世し、その弟子達もまた出家し、自宅がいつの間にか庵室のようになる。故に病気や、農業等が成り難くて出家したものは、師が寺へ引き取るなりし、また病気でない者は還俗して農業に立ち帰るようにすべきで、違反する者については、出家たりともその儘では捨て置かずとしている。

この達しは、堀平太左衛門の頃の宝暦二年（一七五二）七月二七日、大奉行に仰せ付けられたものという。この時期細川藩においては、藩主細川重賢を中心に、これを補佐する堀平太左衛門によつて宝暦の改革（一七五二～六四）が着手された時期であった。聽聞を第一義とする淨土真宗においては、宝暦期前後にこのような真宗僧侶の活躍と、また在家仏教として、それを要求する民衆の動きがあつたのであ

ろう。その後の、天明七年（一七八七）には、宝暦年間に達しがあつたにもかかわらず、最近、寺社奉行所の裁許を受けず安らに虚無僧の修行を致す者がいるので、宝暦六年の達しを守るべき旨の触れも出されている。

同じく宝暦二年（一七六二）三月二六日、公儀御触として、「寺院への田畠寄附、譲地は容易には成りがたし」といった触れが出されている。

内容は、百姓所持の地所を寄付したり、譲渡することを禁止するもので、土地を他所の塔頭に寄付し、その場所に新規の寺院を誘致し、本寺を離末したり、願主自身が勝手に宗旨



第8図 明和二年（1765）頃の真覚寺中野町講の活動を示す銘板

を替え寺院を誘致したり、廃寺となつてゐる寺院の寺号を使つたり、墓所が一杯となつたため寺が隣接地を寄進させ境内地として開込む等の行為も無用とし、百姓は勿論、領主、地頭でも勝手に田畠を寺院に寄付する行為を禁止している。

この条々の意図するところは、寺院が巨大化し一揆の中心とな

なつたという。真覚寺の伝承も同様で、合志氏滅亡後、親重の子の熊太郎は、家臣の小国源蔵に背負われて南島に到り、後剃髪して慶西と改め天台宗の寺を創立し、寺号を真覚寺と称したとある。

伝承では、親重には二人の子供があり、「真覚寺慶西（熊太郎）は小国源蔵に背負われ」、「光専寺行圓は乳母に抱かれ」の違いだけで、同じ南島村に隠匿となつている。明治になり、名乗った姓も同じ「佐々木」姓で、紋所も同様「四目結」である。光専寺は後に山鹿の現在地に移転するが、南島村内の中之丁にその跡地と伝承する所がある。この二つの寺院の始祖を考えるに、光専寺も真覚寺も、祖は同じではなかつたかと考えられる。

つまり、近世初頭に山鹿が在町としての機能を發揮し始めた時期に、南島村から人々が集まる山鹿の地へ「光専寺」として進出、その跡を兄弟等を住職に真覚寺として残し、後に光専寺末寺に組み込んだ可能性が強い（註22）。什物等に見られる両寺の本末関係は、明暦四年（一六五八）一七世紀中頃まで遡ることができる。

南島真覚寺は、この様に天正一五年に合志氏の子孫によつて開山されたが、当時は天台宗（註23）で、後の寛永十八年（一六四一）に浄土真宗に改宗し、西本願寺の末についたという。改宗時期については元和元年（一六一五）説もある。

さて、浄土真宗の肥後への伝播は、石山本願寺の膝元、泉州門徒衆より豊後国へ伝えられ、豊後は白杵の善法寺を経て肥後へ至つている。このため当時の肥後の主要寺院は、殆んど豊後の寺院の下部組織に組み込まれている。また県北では、山鹿郡方保田村に所在し、その後熊本に移転した西光寺と本末関係を結んでいた寺院も多い（註24）。慶長一〇年から元和九年までの「木仏之留」（肥後國諸記）の記載の門末としては、実に山鹿郡内では六つの寺名等があげられており、この間の事情を物語ついている。

肥後国誌草稿によれば、山鹿郡においては、古い時期の二・三の例外を除いて、天正年間から寛文年間に至る間に、二四寺の真宗寺院の創建を終わっている。内訳は、天正年間四、慶長六、元和一、寛永六、正保一、承応一、明暦一、寛文二である。（註25）

肥後における真宗伝播の初期段階において、山鹿郡方保田村に西光寺を得たことが、後の県北における浄土真宗寺院創設と布教の口火となつたことは明らかである。

真覚寺に現存する什物としては、明暦四年（一六五八）銘の蓮如上人御影像裏書が最も古いものであるが、この一七世紀後半頃に真覚寺も、真宗寺院としての体裁が完成したのである。またこの裏書きには、「仏照寺下光専寺下肥後國山鹿郡南嶋真覚寺」とあり、この頃すでに本末制度が成立している事が判る。一七世紀後半には、四世住職の玄海の誓詞（註26）に見えるように、封建制下の本末制度のなかに真覚寺も堅く組み込まれている。

天和三年（一六八三）に玄海が、本願寺の下間宮内卿、その他二名に宛てた誓詞「一札之事」の概略は以下の通りである。

当家にとつては代々浅からざる御厚恩を受けているから、御公儀を軽んじないようとの本寺からの仰せは至極もつともの事で、この事については、

一、御公儀をおろそかにしないよう門徒中迄堅く相守るように申し付ける

る

一、本寺の下知は堅く守り、寺務、門徒の教化も怠りなく教化を進める

といった三ヵ条が認められ、真覚寺・玄海の署名と共に、花押及び血判まで押されている。かつての一一向一揆、百姓一揆を念頭においた幕府の意向を、本末制度を通して末端迄浸透させようとした意図が読み取れる。

一七世紀の後半になると、有力門徒の大梵鐘等の寄進があり、真覚寺も寺院としての充実時期にいたる。住職も開基より数えて五世となつた元禄年間頃のことである。

その後の一八世紀前半、真覚寺も小村落の真宗寺院として、農村への教化活動を進めていたと思われるが、具体的な事項については享保年間頃の過去帳が欠落、資料を欠くので、当時の藩の宗教政策を通して、農村部の状況を探つて見たい。

また、他藩においても、同様の意図のもとに藩内の施政が成されているので、熊本藩町政資料（註27）から藩の達書等宗教関係分を拾つてみると、肥後におけるそ

(8)浄土真宗寺院の成立と展開



第7図 真覚寺の手水盤に刻まれた合志氏紋所の四目結

真覚寺は、天正一五年合志親軍の長男熊太郎が剃髪して、慶西と称し、山鹿郡南島の地に創立したといふ。この地を選んだのは、合志一族が多く戦死した天正五年の八月二日の長坂城合戦（註20）の戦場であつたため、一族の菩提を弔うためと伝る。天正一三年に島津方に身柄を預けられた合志高重が（註21）翌一四年には従者五〇人と共に大口で討果され、翌天正一五年には山鹿を舞台として中世国衆達の動きが顕著となる。肥後の中世の幕引きともなつた国衆一揆もこの年に勃発している。

この様な状況下

での開山は考え

若干早い長坂城

推定される

文政五年（一八二二）

立し光専寺と称

したと伝える。

圓は合志親重の子で、合志氏滅

亡後、乳母に預けられ当村に隠

置、長じて光惠

第一表 幕府・藩府等宗教関連法令小年表

西暦	元号	天正一五	事
一五八七	慶長五年	肥後國衆一揆（南島真覚寺創立）	佐々成政國主となる。 加藤清正・小西行長入国
一五九〇	寛永九年	肥後正肥後一円（球磨郡を除く）支配	細川忠利肥後入国 郡部の有力寺院を城下に集める。山鹿郡方保田西光寺等
一五九三	寛永十六年	提出させる（藩）	四宗門改めのため、各寺院に壇家名簿を作り誓紙を
一五九六	寛文四年	肥後藩の踏絵開始	肥後藩の踏絵開始
一六〇一	寛文五年	諸宗寺院法度五条及び八条を制定	七諸宗寺院法度五条及び八条を制定
一六〇四	宝暦二年	肥後延寿寺、末寺と共に東本願寺へ転派	一二肥後延寿寺、末寺と共に東本願寺へ転派
一六〇六	寛政三年	幕府の古跡・新地を定め、寛永八年以前の	四幕府、寺院の古跡・新地を定め、寛永八年以前の
一六〇九	寛政六年	創設を古跡とする。	創設を古跡とする。
一六一〇	寛政七年	幕府、諸宗に法度を下す。	幕府、諸宗に法度を下す。
一六一三	寛政九年	在家に人を集め説法する事を禁止、弟子は師が引き取る。	在家に人を集め説法する事を禁止、弟子は師が引き取る。
一六一五	寛政十二年	非合法寺院院の整理	非合法寺院院の整理
一六一六	寛政十三年	寺社方本末改め	寺社方本末改め
一六一七	寛政十五年	二幕府みだりに寺院に田畠を寄付する事、廢寺を興	二幕府みだりに寺院に田畠を寄付する事、廢寺を興
一六一九	寛政七年	しすこと、改宗する事を禁じる。	すこと、改宗する事を禁じる。
一六二一	寛政九年	西本願寺、三業惑乱発端起てる	西本願寺、三業惑乱発端起てる
一六二二	寛政九年	宗旨替・寺院替は双方寺院納得の上嚴重に行う旨の達	宗旨替・寺院替は双方寺院納得の上嚴重に行う旨の達
一六二三	寛政九年	寺社方改め	寺社方改め
一六二四	寛政九年	寺院屋敷、幕所広めの禁止	寺院屋敷、幕所広めの禁止
一六二五	寛政九年	淨土真宗寺々祖師会狼藉等（薦役共は心付ける事）	淨土真宗寺々祖師会狼藉等（薦役共は心付ける事）
一六二六	寛政九年	七幕府、三業惑乱関係者多数を処罰	七幕府、三業惑乱関係者多数を処罰
一六二七	寛政九年	西本願寺宗意惑乱に關する藩から通達	西本願寺宗意惑乱に關する藩から通達
一六二八	寛政九年	再度、宗旨替え、寺替えの件申し来る	再度、宗旨替え、寺替えの件申し来る
一六二九	寛政九年	日那寺替えの件	日那寺替えの件
一六三〇	寛政九年	寺社方改め	寺社方改め
一六三一	寛政九年	幕府、僧侶の不律を戒める	幕府、僧侶の不律を戒める
一六三二	寛政九年	三幕府、諸国寺院の梵鐘を鉄砲に改鋳させる。	三幕府、諸国寺院の梵鐘を鉄砲に改鋳させる。
一六三三	寛政九年	幕府仏像、仏器等に銅鉄の使用を禁じる	幕府仏像、仏器等に銅鉄の使用を禁じる
一六三四	寛政九年	肥後、光照寺針水、長崎に行きキリスト教を研究	肥後、光照寺針水、長崎に行きキリスト教を研究
一六三五	寛政九年	四、寺請制・宗門改制廃止	四、寺請制・宗門改制廃止
一六三六	寛政九年	九、僧侶の肉食妻帯蓄髪を許可	九、僧侶の肉食妻帯蓄髪を許可
一六三七	寛政九年	九、僧侶に姓を称させること	九、僧侶に姓を称させること
一六三八	寛政九年	太陽暦を採用する。	太陽暦を採用する。

し、子に男子がいなかつた事や、諸般の事情もあり真覚寺はこの時点で、以後の後継者を失う事態となつた。

このため、大正七年（一九一八）隣接する持松善照寺の佐々木覺照師が、真覚寺住職兼務となり、大正一二年（一九二三）まで法務等を行つてゐる。江戸時代善照寺とは近隣寺院として誼みが深かつたのである。続いて同年、福岡県三池郡銀水村清福寺の福原法道師が入寺、佐々木師の後を引き継ぎ、大正末まで兼務住職が続いた。（註18）真覚寺の岩原移転等の動きが起つたのもこの間のことである。この時期に本山より住職に任命されていたのが、一五世藤戸了然師である。しかし、現地で実際に法務に携わつたかどうかは不詳である。

その後、昭和四年（一九二九）真覚寺を大字山鹿字花塚三七二に移転、同二月、桑原留教が一六世住職として本山より同寺住職に任せられ、ここに山鹿真覚寺が発足したのである。続いて昭和八年、一六世住職歿後、同仁愛がその跡を次ぎ一七世住職となり、平成五年（一九九三）の仁愛歿後は、十七世住職の坊守直子が代務住職となり、現在に至つてゐる。

（7）真覚寺懸案の問題

かつて、一七世住職健在の折り、「江戸時代、真覚寺で本願寺への蠟燭の蠟献上で問題が起つた」と聞いた事がある。結末は不明であるが、本願寺の資料（註19）に当時の記録が見える。

事の起こりは、嘉永二年（一八四九）本山から、肥後国の代表的産物である蠟の獻上を促す末寺、門徒宛の達書に始まる。

この達書の御用番の添え書きに、過去にその取り纏め役を成してきたためであろうか、山鹿郡南島村真覚寺が名指して登場している。そのなかで、委細は出役の小倉法輪寺と相談、処理するようにとの本願寺からの指示が、役前の肥後順正寺、西光寺宛になされている。

次に、この件について真覚寺が同文書に現れるのは、嘉永四年（一八五一）熊本・順正寺から本山に宛てた四月二二日付けの文書である。この文書には「四月七

日献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真覚寺より連絡があり、伺いを上申したが、何の指示もなく、再び同寺から引き合ひがあつたので今後の処置についてお伺いしたい」との内容で始まり、領方役筋との調整についても言及している。当時は、蠟が肥後の産物であるため、藩が財政窮乏の打開策として藩内の蠟を集荷し、問屋を通じて販売、商業上の利益をあげようとしている時期である。事実、近隣の現山鹿市鍋田にも幕末に藩の蠟会所が置かれ製蠟が行われてゐる。この時期での蠟の献上は、國益に反する行為であり、藩の役筋との調整を必要としたことは当然である。

懸け伺いの中で、「真覚寺儀ハ亡父ヨリノ願書」とか「年来真覚寺亡父ヨリノ志ヲ受ケ継ギ」とか見られるので、この事については前代住職から、順正寺を通して本願寺への何らかの働きかけが成されてゐたのであらう。この亡父は一〇世の誓鎧で、担当した住職は一世の最勝であつたと推定される。ただ、当の願書が残つてないので詳細は分からぬが、役前からの進達文書の内容を吟味してみると、献上穂木の量が多いので、或いは減額、若しくは免除を取り付けるための願書であつたとも受け取れる。

つまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要に応じて分割で献上したいとの趣意のようである。また、領主の領法や組合の仕法に関する調整や時々の入費、諸付け届け等不益の費えも心配している。役前としての熊本順正寺の意見は、いずれにせよ「願いの通りに仰せ付けられるのが無難と思われるし、役前として努力もするが、若しそれ以外に本山の思し召しがあれば、その段、真覚寺に直接仰せ付けられたい」といった長文の伺い兼状況説明の内容となつてゐる。そして、「当真覚寺も、亡父より志を受け継ぎ心配をしているので、ここで召登らせ、懇意についての労いの詞を頂き、よんどころ無き訃柄等を説明頂ければ、この件については落着すると思われるるので、いずれにせよ早急に召登らせられることをお願い致したい」と言つた追伸でこの文書は終わつてゐる。この蠟献上の一件は、その後の文書が見当たらないので、いかなる結末となつたかは不明である。

両家の間で婚姻等で人の行き来があった可能性もある。先の、天和元年（一六八二）に真覚寺に大梵鐘を寄進した湯町在住の森四郎兵衛長重という人も、有力門信徒だつたのである。

幕末になると、町部の門信徒も現れ、屋号を持つ商人の名も過去帳に見られるようになる。その人達は、山鹿湯町が近世在町としての成長を遂げるなかで、資本の蓄積を成した商人と思われ、近世寺院を支える檀那として登場していく。

小村落における門徒数も時代によつて変化が見られる。江戸時代に比べると戸数が減つた集落、全く門徒戸数が無くなつて住舞つた所など様々である。特に減つたのは地元の南島村、無くなつたのは、旧小原村、白金村、長坂村、鍋田八幡林等が特に注目される。長い年月の間の寺院を取り巻く環境の変化、歴代住職個人の資質の問題、不祥事等々考えられるが、それにして世はまさに無常といえる。

(6) 歴代の住職概観

先にも述べた如く、真覚寺の開基は合志親重の長男熊太郎が剃髪して、法号を慶西と稱したとあるが、出典は明らかではない。光専寺文書によれば、慶長十五年（一六二〇）の「蓮如上人真影」に見られる行願は光専寺の三世で、親重の子と伝える。光専寺は創建当時は南嶋内にあり、後山鹿湯町に移転したものである。南島与人畜家数御帳によれば光専寺も、寛永二〇年（一六三三）頃までは南嶋村に所在したことが知られる。

真覚寺の開基が合志氏末孫ということを記した金石文としては、元禄四年（一六一九）铸造の大梵鐘がある。この中で五世住職の全空は「合志氏五代の末孫」と銘文中に記している。

二世は、慶保・寛永二〇年の人畜家数御帳にその名が初見され、後の「山鹿郡誌草稿」（註16）にも見える。同書では真覚寺は、承応年中開基となつていて、統い、南島境内幕所に残る墓碑の歿年から歴代住職名を辿つて見ると、三世が智門、四世が玄海、玄海は、偶然入手した天和三年の誓詞「一札之事」（口絵参照）によつて判明した住職名である。統いて、先の梵鐘銘に見られる五世の全空、そして六世



第6図 歴代住職墓（左側より全空、知聞、妙実、一空・尼恵貞で、右端は開山塔）

か弟子僧なのか
は不明である。

特に寛政、享和
の一九年間の過
去帳が欠落して
いるため詳らか
でない。一〇世

梵鐘は養子で、室は真覚寺生まれの壽英である。一〇世の名は、現在も諸金属製仏具等に彫り込まれて残る。統いて、一世は最勝、室は怒勢で長谷川村（現菊鹿町）の西得寺子徹の娘である。この寺院の祖は、隈部家臣の月足主殿亮で、同寺に天正年間の宛行状（註17）等数通が残る。統いて一二世は寂靜で、三池の詠月寺より入寺、室は真覚寺生まれの惠壽である。一三世が法英（後の佐々木貫志）で、明治五年（一八七二）に、戦国末の姓「佐々木合志」に復帰している。法英の室は須磨で、須磨の弟が励学である。この、法英の子が一四世の智である。智は四九歳で歿

其に真覚寺過去
帳や現地墓碑に
より知られる。
但し、住職名は
没年の順序で並
べたものであり、
前後が入れ替わる
可能性もある。

九世は不明、廣
触という名称が
過去帳に一か所

ここに興味ある事例がある。合志町史によれば、寛永一〇年の肥後藩人畜改帳に、

厳照寺、仏教寺、真教寺などがあげられ、前者二寺は僧職の傍ら牛馬を養う高持百姓であったとしている。特に厳照寺は男女合わせて一人、牛馬四匹、家屋敷で一軒、高四石六斗七升四合とある。仏教寺も男女合わせて六人、牛馬二匹で、高五石八斗七升とあるので、両寺共、石高持ちの名請百姓であった事がわかる。

また、同じく寛永一〇年作成の南島与人畜家数御帳に見える南島村の光専寺も、合志の厳照寺程ではないが、耕作に従事したと思われる男女四人、及び馬一頭等を使う高毫石二斗余の高持もあり、同村所在の光顯寺も、同規模の高毫石五斗余の農業経営を行っていた。

時代は下るが、文政の寺社改めによると、隣接する鹿央町広所在の妙連寺は、家内一人中坊主十一・女四、同広所在の徳栄寺も家内十一人中、坊主五・女四となつており、何らかの形で農業経営にたずさわっていたことが推定される。妙連寺のようない小村落の寺院で、十一人の僧侶は不要と思われるからである。

真覚寺法類の光教寺（玉名郡菊水町所在）で古式の中二階を持つ庫裏を解体した折り、当時の天井に建具を立てるための溝のほられた鴨居が四方に走り、かつては小部屋に仕切られていたことが分かり、作人等の存在も窺われた。事実、牛馬を養い當農に従事していたとの伝承も残るので、この寺院でも農業経営を行つていたのであろう。

真覚寺の場合、寛永一〇年時点での史料では農業経営の形跡は認められないが、江戸時代を通して、何らかの形で農業に関わり、在宅と等しい生活を背景に、仏寺を營んでいたものと思われる。ただ、後代本山への蟬歎上の件もあるので、蟬に閑する何らかの権利を持つていた事も考えられる。

さて先の明細帳によれば、明治一〇年頃の真覚寺の門信徒数は、一、一〇二人で、六里十八町に広がっていた。これは県に報告された人数で、この数に近い人数が、江戸時代の真覚寺を支えて来た門信徒数である。

南島の旧真覚寺境内に歴代住職の供養塔、墓碑に混じって牧野一族の供養塔・墓碑が残る。墓地の中央部に一際目立つ板碑は、牧野家六代の孫佐三が、元禄元年

（一六八八）に歿した初代牧野安右衛門を偲んで建立した供養塔である。

牧野家の先祖付（註14）によれば、牧野家は元隈部家臣、牧野主殿を祖とする一族で、山鹿郡の惣庄屋であった初代安右衛門（山鹿安右衛門）は、新知一五〇石を拝領し山鹿郡郡奉行を仰せ付けられ、山鹿湯町定詰めとして一二年間、のち郡方として二年を勤め、二〇〇石の知行を得た有能の士であつた。先祖が隈部家臣であつたためか、初代安右衛門には、「山鹿郡城村籠城之次第」を始め、寛文頃の著書数点がある。

その後、子孫

は一〇〇石に減

知されたものの、武芸相伝の家と

して江戸時代末まで九代続いた家柄であった。

歴代住職墓所に

牧野家の墓碑が設けられた理由

は不明であるが、

真覚寺の有力檀那であったことは間違いない。

現在も真覚寺には、同家の金箔家紋入り黒漆塗の大型位牌が數基残っている。



第4図 山鹿安右衛門（牧野家）一族の墓石（南島墓所）

これらの本末制度は、何を母体として成立したものであろうか。本山の本願寺、

上寺仏照寺は除いて、いわゆる在地における本寺と下寺グループの始源となる社会紐帶はいかなるものであり、それは何を媒介として何時頃成立したものであろうか。

幕府の本末制度確立のための法令としては、慶長六年（一六〇一）より元和二年までに出された三四通の寺院法度があるが、寛永一〇年（一六三三）の諸宗本末帳作成などを契機に本末制度は形成されていったものと思われる。

正徳五年（一七一五）の「肥後、豊後御領内淨土真宗西派本末帳」（永青文庫蔵）では、山鹿郡湯町「本願寺」の添え書きと共に、光專寺末寺が見い出しどなり、その下部に末寺名とその所在地が記載されている。現熊本市内所在の光專寺末寺は以下の通りで、即生寺（熊本、紺屋町）寛永一七年嶺雲開基。正泉寺（飽田郡小嶋村）寛永一八年淨尊開基。専照寺（同所）寛永一五年了玄開基となつている。正徳五年段階の史料で云々は出来ないが、寛文五年（一六六五）には、肥後ではすでに延寿寺に関する本末争論が起きているので、これら光專寺末寺の開基年号等から考えると、光專寺を中心とする本末制度は、肥後における真宗寺院創設の盛んであつた寛永一五年前後頃にはすでに成立していたのではないかと推定される。

きりしない。

このような本末制度の縦の繋がりの中で、下寺衆間の連携、つまり、下寺衆の間の横の連携等は存在したのであるか。南関町の正勝寺も山鹿光專寺の末寺であるが、「南関町資料集成」によると、藩からの宗門に関係ある御達等を、下寺同士で借用し書写している。特に宗旨替、寺替についての安永九年の達写しは重要であるため「右写文政十三年庚寅正月南嶋真覚寺ヨリ借受写置候」、また、その他にも、本如上人御遷化ニ付達写「右一通山鹿南嶋真覚寺ヨリ借受写置」などの添書が見られる。記録者の筆まめさにもよろうが、下寺衆の横の繋がりも感じられる。

（城南町）も合志一族、真覚寺（山鹿市）も合志親重長男の創立で、合志一族で固められている。熊本の即生寺も佐々木姓で、関連がありそうである。他の下寺衆の詳細な調査をすれば、この数はもつと増えるかと思われる。この事実から推察するところ、その始源となつた紐帶は中世の合志一族を中心とするものであった事になる。光專寺下寺には組み込まれてはいないが、一族が淨土真宗寺院の開祖となつた事例は他にある。ただ、南関町関係の光專寺末寺の正勝寺、真光寺、正福寺の祖は合志一族ではないが、出田氏、大津山氏等の庶流出身である。

このような合志氏一族のグループの繋がりが、後に本末制度として形をなし、幕藩体制下に組み込まれていったものと思われる。合志一族はこのような僧侶への転

身のもと、近世に生き延びていったのである。

これら本末制度も、江戸後期になつて幕藩体制の弱体化と時を同じくして、本願寺教団における支配体制の崩壊期が到来する。仏照寺下山鹿湯町光專寺下南関町正勝寺と、正勝寺下の同町の真光寺が離末を企てている。日野賢隆氏の研究（註15）によれば、正勝寺の場合天保一四年（一八四三）に仏照寺、光專寺よりの離末を達成している。光專寺は慶應元年（一八五六）上寺（仏照寺）を離末、本願寺の直末となつており、下寺の離末より十数年遅れている。光專寺文書によると、仏照寺が関係寺院の離末を容易に認めた理由は、仏照寺の勝手不如意に起因するものであつたことが分かる。しかし離末の動きは、下からの必然的な盛り上りだったのでもある。これらの状況下において真覚寺が、いつ本願寺の直末となつたか時期ははつきりしない。

江戸時代初期における、真覚寺住職の生活を推定させ得る史料は、何も残されてはいない。ここに什物の一つとして、安政三～四年頃作成された一枚の敷物がある。表に茶色の柿渋を塗り和紙を重ね張りしており、恐らく襤き臼の敷物として使用されたものであろう。一枚づつ剥がしていくと、使用された和紙の殆んどは、布施を包んだ反故紙や、発刊本の紙、手紙類であった。門信徒からの布施が僧侶の生活の基盤をなしていたのは当然であるが、特に農村を基盤とする真宗寺院においては、ある程度の農業を営んでいたことは想像に難くない。

縁として大梵鐘を寄進し、いよいよ寺院としての体裁が整つてくる。森四郎はいかなる人物か不明であるが、真覚寺の有力壇那の一人だつたのであろう。しかし、実際に鐘が鋳造されたのは一〇年後の、元禄四年（一六九一）真覚寺五世の全空の時であつた。

真覚寺什物の、蓮如上人絵像には「明暦四年（一六五八）戊戌三月六日、仏照寺下光専寺下肥後国山鹿郡南嶋兵□□□住物也」とあり、寛文二年（一六七二）記銘の七高僧絵像には「仏照寺門徒光専寺下肥後山鹿郡南嶋村真覚寺住物也」の墨書きが見られる。

この前年の寛

文二年（一六七一）には、宗門人別帳（二籍）の全国一律基準が制定されてい

る。そして、寺と檀家の繋がり

が、その後一段

と強化され、檀

家制度の確立に

より寺の經營は

安定していくこ

となる。また

寺院に関しては、

本寺・末寺の制

度を設け佛教各

宗派全てに本寺を定め、他は末



第5図 左手より、開山塔および義空・靈空の墓石（南島墓所）

寺として何事にせよ末寺は本寺の命令に従わねばならぬこととした。下寺の葬式・仏事等についても、本寺を招待し取り行う旨が挙げられている。幕府は本寺を抑える事により、その宗派全体を統制する体制を作りあげたのである。真覚寺の場合も、すでに一七世紀半ばには、本願寺を頂点に、上寺（京都）仏照寺→門徒光専寺→下寺真覚寺の本末制度が成立している。

また、本寺・末寺制度以外にも、宗派内における師弟関係、寺内における住職・衆徒の関係、住職と檀家の関係の中にも、この制度を導入したのである。真覚寺四世住職の玄海が、本山に提出した舞詞（一札之事）も、この間の状況を如実に物語っている。

さて、現在の山鹿市下町所在の光専寺は、当時、本派本願寺を本山とし肥後、柳川兩藩にかけ一六ヶ寺の下寺を有していた。ただ、時代により若干の入替わりはあったようで、光楽寺（現熊本市高橋町）は、南島光専寺下寺として寛永一八年に開山した事が「木仏之留」によつて知られるが、その後の寛文五年頃、法義錯論に関連して東派の延寿寺末寺に転派した事例もある。時代は下るが、文化三年（一八一六）時における下寺衆の寺名は以下の通りである。真覚寺も、その下寺衆の一つであった。

所在地		所在地	
隈庄	雲晴寺	長洲	三宝寺
同所	光徳寺	甲佐	正宗
雪野	全龍寺	筑後	柳川領湯屋
南閑	正勝寺	妙行寺	○丸黒印
同所	正福寺	同国三池御領田崎	□角黒印
小嶋	專照寺	正明寺	□角黒印
溝上	光明寺	芦北	田浦
小嶋	正泉寺	祐林	○丸黒印
南閑	即生寺	同所	○丸黒印
真覚寺	觀行寺	善澄	□角黒印
□角黒印	□角黒印	合計	六カ寺

その存続を図った中世寺院の数は他にも多かつたものと思われる。

この様な意味では、両寺院が併存する時期があつたかも知れないが、開山時に隣接する養壽寺の山号、宗派と共にその寺院を引き継ぎ、後真宗寺院に改宗し発展したのが、法性山・真覺寺であつたと理解していいのかも知れない。

近世初頭の肥後の地方小村落は、まさに没落した中世土豪を庇護者とする天台、禪、真言宗から、新しい小村落農民が支える淨土真宗への交替劇の渦中に置かれていたと言えるであろう。

(4) 改宗に続く安定・充実期と本末制度

創立時の宗派が天台であつたか禪であつたのか、現在それを傍証できるものは見出しえない。ただ元禄一〇年（一六九七）建立の釋智闇の碑の上部に、阿弥陀仏のキリーケが刻まれているので、或いはかつての宗派の名残りと見ていいのかも知れない。いずれの宗派であつたにせよ、改宗したのは事実であろう。その時期については、安永元年（一七二二）成立の鹿郡舊語傳記には「寛永一八年（一六四一）ニ改メ」とあり、肥後国誌には「寛永一八年開基、年貢地也」とあるので、この時期に淨土真宗に改宗したのである。しかし、後世に成立した山鹿郡誌草稿や鹿本郡誌は、元和一〇年（一六一五）一〇月改宗説を取っている。その出典・史料は明らかではないが、真覺寺の真宗改宗に、二系統の説があるのも事実である。恐らく、元和一〇年（一六一五）一〇月にも、記録に留めるべき何らかの歴史的事象が有つたのである。また、これとは別に、寛文七年（一六六七）に北嶋雪山が藩府に願つて、同九年に完成させた「國郡一統・寺社總錄」卷十一の山鹿郡の項には「中^{なか}町真覺寺 真言」とある。

雪山が踏査した寛文の頃には、真覺寺はすでに淨土真宗となつてゐる筈であるが、それ以前の宗派がその儘記載された可能性もある。江戸前期に著された書ではあるが、寺社に関しては中世の名残りをかなり色濃く残しているからである。しかしそれと同時に、当時肥後国内で広がりつつあつた淨土真宗についても、すべてではないが寺名に付して「真宗」と記載されているので、或いは真宗の誤記とも考えられる。

昭和二九年真覺寺の本尊阿弥陀如來立像を安置した宮殿の箔替時に、（横桟木）

宮殿の造りが東本願寺様造りと成つたことが判明した。本願寺は、慶長七年（一六〇二）の家康による本願寺の二分割によつて、東・西に分かれる。一七世紀前半加藤氏改易の後細川氏が入国した時期、県北部を縦断する当時の豊前街道は幹線主要道路であり、同氏の参勤交代の道路ともなつた。街道の整備もなされたのであろうが、特に注目したいのは、徳川家と緊密であつた藩主は、この豊前街道沿いの真宗寺院の數カ寺を東派に転派させた（註11）というのである。事実、大谷派の寺院が數か寺豊前街道沿いに所在するのも事実である。豊前街道沿いに所在した真覺寺も、一七世紀前半の一時期、大谷派となつた事があつたのかも知れない。

真覺寺が真宗寺院としての伽藍を完成させた時期は一七世紀後半頃と思われるが、南島の旧境内地には、本堂向拝部の礎石（註12）が残るのみで当時の面影はない。現在、南島地区の納骨堂が建てられ、その左手に歴代住職の墓地が残る。

鹿本郡寺院仏堂明細帳によれば、境内敷地は七三〇坪、これ以外に歴代住職墓が所在する四五坪の埋葬地が付属している。

江戸時代の本堂は、正面間口七間、奥行き七間半で、長さ二間の廊下で本堂右手に所在する庫裏と結ばれていた。庫裏は桁行十間、梁間三間四尺で、合計三七坪の建物である。長屋のようであるが、梁間の三間四尺の四尺は、板張りの縁だったのであろう。庫裏の玄関等の位置は不明である。周辺に瓦片が見られないのと、本堂、庫裏共に茅葺き屋根であつたと推定される。この本堂庫裏の他に、天保年間（一八三〇～四三）に竣工した楼門が付属していた。この楼門に吊されていた大梵鐘の銘文（註13）によれば梵鐘は元禄四年（一六九一）の鋳造とあり、この楼門の建立以前には別の鐘樓等の施設が存在したのである。本堂等の伽藍の規模から見れば、

郡部の真宗寺院の本堂としては大きい方で、庫裏も同様である。

現存する什物の中で、最も古い年号を持つのが蓮如上人絵像で、明暦四年（一六五八）の銘が見られる。統いて七高僧の絵像には、寛文二二年（一六七二）の墨書き銘があるので、この時期に、淨土真宗寺院としての内陣莊嚴が完成されたのである。

統いて、天和元年（一六八一）、湯町在住の森四郎兵衛長重が両親の一七回忌を

る字、附島に所在したという。附島は、田島に続く一連の微高地で、目と鼻の先にある。記録では、天正五年（一五七七）廢寺になつたと伝えるが、事実であれば、同年この地で起きた「長坂合戦」の時ということになる。それは真覚寺創立一〇年前のことであるが、この養壽寺の山号、その他一切を真覺寺が引き継いだ可能性は大変強い。しかし、先述の慶長九年九月（一六〇四）作成の南嶋村検地帳に、真覺寺の寺名は見えない。あるいは、真覺寺に田畠の所有が無かつたため記載がないのかも知れないが、検地帳にあるのは、地蔵寺と養壽寺の二寺のみである。地蔵寺の所有は、六畝武拾歩の上田一か所のみであるので、寺院というより、地蔵尊を安置する小堂宇程度のものだったのであろう。一方、養壽寺は七箇所の水田を（上田六、中田一）持ち、総面積は約七段程であるので、当時寺院としての伽藍も備えていたものと思われる。

この養壽寺は、寺名の音がほぼ同じであること等から見て、後世に成立した山鹿郡誌草稿に見られる法性山・楊柳寺のことであろう。（註10）養壽寺については、真覺寺の前身と考えられるが、一七年後の慶長九年頃までは真覺寺が未だ養壽寺と呼ばれていた可能性も残る。

この星生山・養壽寺についての文献上の初見は、先述の如く現在のところ慶長九年（一六〇四）の検地帳においてである。しかし、それから二九年後の寛永一〇年（一六三三）作成の人畜家数御帳に、養壽寺の寺名は見えない。替わって光専寺、光頭寺、真覺寺の祖「慶保」の名前等が現れる。

下つて、寛文九年（一六六九）成立の国郡寺社總録の南島の項には、「付嶋 星生山養壽寺 觀音 真言」と並んで「中町 真覺寺 真言」と記載される。この記載からは、二つの真言宗の寺院が隣接して所在する様に受け取れるが、この時点で養壽寺が所在していたかは疑わしく、すでに真覺寺が真宗寺院に改宗しているのは各種史料からも明らかである。その後の安永元年（一七七二）成立の鹿郡舊語傳記の南島村の項からは、養壽寺の寺名は消え、その所在した「付ヶ島」の見出しで、「郡三三所二番札所「近流堂觀世音」として記載され、その末尾に「コノ觀音、有効氏ノ位牌所トイエリ」とある。同時期成立の肥後国誌にも、法生山楊柳寺跡となつ

ており「廢跡ニ觀音堂アリ」との記載がある。

後世の山鹿郡誌草稿では、附島の養壽寺は「法性山・楊柳寺」と記載され、その觀音堂は享和二年（一八〇二）に字赤根に移すとある。

以上の事から養壽寺は中世時には、有働一族の菩提寺となつていた事が判る。有働氏は戦国期に山鹿地方で活躍した地元の土豪で、南嶋村に居館を構えていたという。中でも、天正一五年の國衆一揆の際活躍した有働兼元は著名である。慶長九年の検地帳で知られる養壽寺の七段程の水田等所有も、有働氏が菩提寺に寺領として寄進したものであろう。有働兼元は國衆一揆の咎により、天正十六年小倉で山鹿重安等と共に、秀吉から切腹を命ぜられている。この兼元も、天正五年の長坂合戦では、真覺寺の祖、合志一族と対戦し勝利を得ている。

以上の事実から、中世時に有働一族の菩提寺であった養壽寺は、觀世音を本尊とする真言宗の寺院であつたが、國衆一揆により庇護者を失つた後、徐々に衰退していく事が読み取れる。養壽寺は、慶長九年頃までは約七段程の上田を所有していたが、それも失い、安永の頃には觀音三三番札所となり、寺名も忘却される状況となつていて、その後の享和二年には、跡地に残っていた觀音堂さえも字赤根に移転されてしまつていて、

庇護者としての土豪を失つた中世寺院は、徐々に衰退していくのが常であるが、その典型をこの養壽寺に見る事ができる。この寺院の終焉は、天正五年長坂合戦の際の火災によるという。しかしながらその衰退は、中世土豪が没落した國衆一揆直後より始まつたと考えてよからう。隣接する真覺寺の創立は天正一五年と伝えるが、肥後ではこの時期を境として、あらゆる中世的なものが解体され、新秩序に向かう時期でもあつた。

その意味では、近接する場所で庇護者を失つて衰退していく養壽寺、そして同時期頃に、戦死した一族の菩提を弔うため開山された真覺寺ではあつたが、その後真覺寺は改宗し、浄土真宗寺院として成長していくのである。この時点で、他宗派の強い抵抗を受けることもなく、小村落の農民層に浸透、教化して行けたのは、既存する寺院という強みを持っていたからであろう。当時、改宗と言う手段をもつて、

性がある。

また境内地には、古式の瓦質火舎破片等も散乱しているので、寺院の創建が若干遡ることも考えられる。

真覚寺の開山・開基関係を江戸時代の記録から拾つて見ると、安永元年（一七七二）成立の鹿郡舊語傳記には「真覚寺 真宗 寺地年貢地 湯町光専寺末寺 寛永十八年ニ改メ（以下略）」同時期成立の肥後国誌には「真覺寺 真宗西派 山鹿光専寺末寺 寛永十八年開基 年貢地也」とある。また、後世成立の山鹿郡誌草稿には「真覺寺 湯町光専寺末派 承応年中 僧慶保開基」となっている。

文書関係の史料で見ていくと、先ず、開山と伝える天正一五年（一五六七）より一七年後の慶長九年（一六〇四）九月作成の南島檢地帳には、南島村内に養壽寺と地藏寺の二つの寺院名が見られるのみで、当時村内に所在した筈の光専寺、光顯寺、真覺寺の寺名は見えない。

次に、南島檢地帳作成より二九年後の寛永一〇年（一六三三）作成された「山鹿郡之内南島寺人畜家數御帳」に至つて、初めて光専寺や光顯寺等の寺名が現れる。真覺寺については寺名はないが、真覺寺二世住職の「慶保」の名前が見える。本人を含めて四人の寺族、及び御堂、本家、庭屋の三軒の家屋の記載が残り、御堂は二間半に三間の建物とある。慶保はこの施設の坊主として登場する。この記載は、「る廿四」の光専寺の項に統くが、小塔頭のためか寺名の記載は見られない。その後は、「る廿五」として光顯寺に関する記載が続いている。

以上の事実から、その母体と成了た中世寺院の存在は別としても、現在も統く同寺名の淨土真宗二寺院の成立時期は、慶長九年から寛永一〇年までの二九年の間、と位置付けてよさそうである。

光専寺文書（註7）によれば、現在山鹿下町所在の光専寺も同寺三世の釋行圓の頃迄は南島に所在した事がわかる。また、現在、山鹿掘明町所在の光顯寺も元南島内に在ったが、承応元年（一六五二）町部に移転したものという。この寺院は星子姓で、長坂合戦時の長坂城主であり、一族に多くの戦死者を出している。その出自は、筑後黒木氏の一族という。現在三寺共に山鹿市大字山鹿に所在するが、特に光



第3図 南島真覺寺跡地（現南島納骨堂）

専寺、光顯寺は、江戸時代になり山鹿湯町が在町として成長し人が集中するようになつてから、町部に進出していったものであろう。現光専寺も、南島真覺寺も佐々木姓であり、合志氏の末裔で、光専寺の釋行圓も、真覺寺の慶西も親重の子と伝え、合戦後この地に隠遁したという。このことから光専寺も真覺寺もその祖は同じ合志一族であり、湯町が在町に成長した段階で光専寺として町部に進出、跡を真覺寺として残し、その後真覺寺を下寺として組織内に組み込んだものと思われる。

当初真覺寺は天台宗（註8）であったが、元和元年（一六一五）もしくは寛永一八年に改宗し、

西本願寺の末につくという。記

録によつては元

禪宗・真言宗（註9）とするもの

もあるが、改宗したのは事実であらう。真覺寺

の山号は法性山

である。南島に

は、中世時に

養壽寺があつた

が、その山号が

星生山であった。

現在、廢寺となつてゐるが、この寺は真覺寺が所在した宇田島と西に隣接す

配した國衆（国侍）及びその一族が祖となつてゐる。

因みに、当真覚寺の場合、先の通り肥後の國衆として、合志郡一円を支配した竹迫城主、合志親重の長男が開基と伝えられてゐるし、殆どがこれに類するものである。

時代を遡ると、既成寺院に門跡として入るのは、これら國衆の総領を除く庶子達であり、宗旨は、多くが天台か禪宗等である。

ところが、天正一五年（一五八七）肥後國衆一揆が起き、國衆の勢力が一掃され、肥後における中世が終わりを告げるとこの現象も一変する。統いて肥後国にも、近世大名による国内一円支配体制が確立する。その結果として、これら地位を失つた有力國衆の一部は、近世大名の組織内に家臣として組み込まれ、洩れた者も次には地方行政の官吏として大庄屋（惣庄屋）等に任命され末端行政を担う地位を得るのである。また、それに洩れた國衆及び一族・家臣は、それまで國衆として支配してきた村落の支配を続けるべく、村落を拠点とする坊の坊主として、寺院開設を本願寺に申請し、その認可を得るや、これら道場、持仏堂等を拠点に布教活動を開始することになる。當時、積極的勢力拡大を進める本願寺の意図にも沿い、肥後北部でも末寺が増加していく。

これらの現象を、ここでは敢えて「霧落した國衆層の華麗なる転身」と定義付けて置きたい。以後転身した國衆層は坊の主として江戸時代を通して、寺院をその場に農村を教化、指導していったからである。

真宗門徒の師弟関係は基本的には本尊の授受によつて成立するといわれるが、本願寺が諸国末寺に木仮を免許した、慶長二年（一五九七）より始まる宗主准如の「木仮之留」も、この「華麗なる転身」現象にさらに拍車を掛けたことであろう。本願寺としても、特に東・西分離後「木仮之留・御影様之留」（註5）にみられる免許は、新本願寺体制の確立にも必要な措置だったと思われる。

肥後北部山鹿郡における真宗寺院の成立は、慶長年間と寛永年間がピークとなつてゐるが、降つて寛文年間に至る間に、これら國衆一族出身者の多くは近世農村社会の中に組み込まれて行つたものであろう。

ところで寛永一〇年（一六三三）作成の南島与人畜家数御帳の坂田村分に「仏家の名称を持つ建物が、二箇所に見られる。共に高持ちの本百姓の家で、別棟の建物として記載されている。前者が九尺に三間、後者が二間に四間と、かなりの規模を持つ建物である。

普通の母屋（本家）が二間に四間位であるので、母屋と変わらない規模を持つ。共に家主となつてゐる息子夫婦のものではなく、その両親達の持仏堂であつたと推定される。

その理由は、両親共に人畜改め帳記載の父親の名前は、俗名ではなく法名を名乗っているからである。前者は永順（五九歳）、後者は淨林（八四歳）であり俗名とは思われない。そこに、在家仏教たる淨土真宗の匂いを嗅ぎ取る事が出来る。

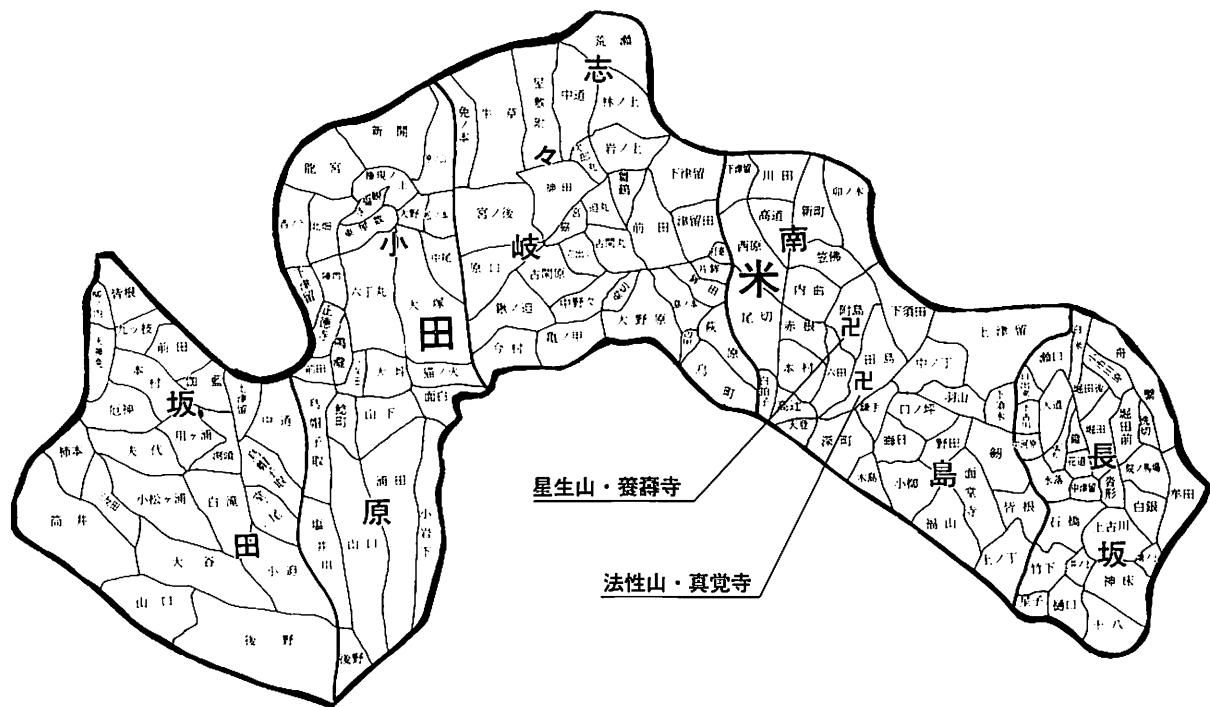
両家とも、高一〇石（一〇石余）の収穫をあげる高持ち百姓である。この事は裕福な本百姓の持仏堂が、やがて後の掛け所、通い寺となり、真宗寺院へと発展していくことを推定させ得るのである。

そして、これららの建物の管理者として、村落住民から招聘され住み着いたのが、後の真宗寺院の僧侶達の祖となつたと考えられる。また、これらの持仏堂の管理者として、零落した國衆達の庶子・子孫達が招聘されたとしても不思議ではないであろう。その意味では、寛永年間頃に山鹿郡坂田村の本百姓の屋敷地内に出現した、これらの仏家の存在意義は大きかつたと言わねばなるまい。

③開山の動機とその時期

江戸時代の記録によれば、合志郡竹迫の城主であつた合志親重の子、熊太郎が合志氏滅亡の後、剃髪して法号慶西と称し、天正一五年（一五八七）に真覚寺を山鹿郡南島に創立（註6）したとある。また、伝承等では、天正五年（一五七七）の長坂合戦で戦死した実父の親重、伯父隆賢等一族の菩提を弔うため、戦死の地に一堂を創設したとも伝える。

現在も、南島真覚寺旧境内南側には、歴代住職の供養碑や墓碑が所存する。その中に混じつて中世時の五輪塔や宝篋印塔等の残存が見られるが、開山の墓石の可能



第2図 旧米田村の小字図（明治10年代作成の村図を基礎とする）

(2) 真宗の伝播と國衆一族の転身

先学諸氏の研究では、九州肥後の浄土真宗の伝播は、石山本願寺膝元である現在の堺市、泉州門徒中から豊後に上陸し、肥後国に到つていて判明している。菊鹿町上永野所在の光嚴寺所蔵文書「顕如の消息」（註3）には、宛名が泉州門徒中となっており、真宗伝播の経路を示している。

肥後に於ける当初の真宗寺院は、豊後の寺院に屬し、泉州寺院の下部組織として系列化されている。鹿本郡の真宗寺院は、多くが現在熊本市にある西光寺と本末関係を結んでいる。西光寺は、隈部親時（法号了宗）が永正一五年（一五二八）に山鹿郡方保田村に創立したもので、もとの所在地は、現山鹿市大字方保田の専立寺である。そして、それ以前の真宗寺院は、豊後臼杵の善法寺の末寺になつてゐる。

本願寺資料を収めた『肥後国諸記』には、西本願寺が寺号と共に、本尊阿弥陀如來像を免許した記録がある。「木仏之留」とよばれるもので、慶長二年から寛文三年の間に、本願寺が諸国末寺に木仏を免許した記録帳である。本願寺が東西分裂後、いちはやく西本願寺（宗主・准如）に帰依した有力な末寺名が記載されている。

因みに、慶長年間にこの木仏の留に記載された山鹿郡における門末の願主寺院は五ヶ寺が見られる。肥後国北部の隣接郡部における免許寺院の数も、慶長一六年、一九年に集中している。元山鹿郡南嶋内所在の光顕寺釋明専も、慶長一六年に免許を受けている。しかし、同じく南島所在の真覚寺は、創立時他宗派であつたためか慶長年間の木仏の留には寺名が見えない。

さて、戦国末期の地方小村落に、淨土真宗の道場や小寺院を創設していく人々はいかなる階層の人達であったか。圭室文雄氏は、その研究論文（註4）の中で菊池家浪人の事例を挙げ「はつきりしたことは不明であるが、浪人出身者がかなりいたであろう」事を推察しておられる。

肥後国誌や各寺院に残る寺伝等では、殆どの場合、中世時に地元の狭い範囲を支

かつて川舟着場もあつたのであろう。現在は埋め立てられ消滅しているが、業平伝説を残す百歳が池は、蛇行する菊池川の三ヶ月湖の跡と思われる。

小村落における近世浄土真宗寺院の成立と展開

—旧山鹿郡南嶋村所在真覚寺の場合—

桑原 憲彰

はじめに

先学・研究者の研究結果によれば、熊本における浄土真宗の伝播と寺院の成立は、

山鹿郡南島に開山された「法性山、真覚寺」という一地方小寺院を通して、山鹿地方における浄土真宗寺院の創設と展開を辿って見たいと思う。

戦国末期から

江戸初期にか

けて時期的波

を描きながら

成立していく

たという。し

かも、殆ど在

地他宗の強い

絶対的優位の

こともなく、

抵抗を受ける

ことなく、

宗教的未開拓

地ともいえる

肥後国内に広

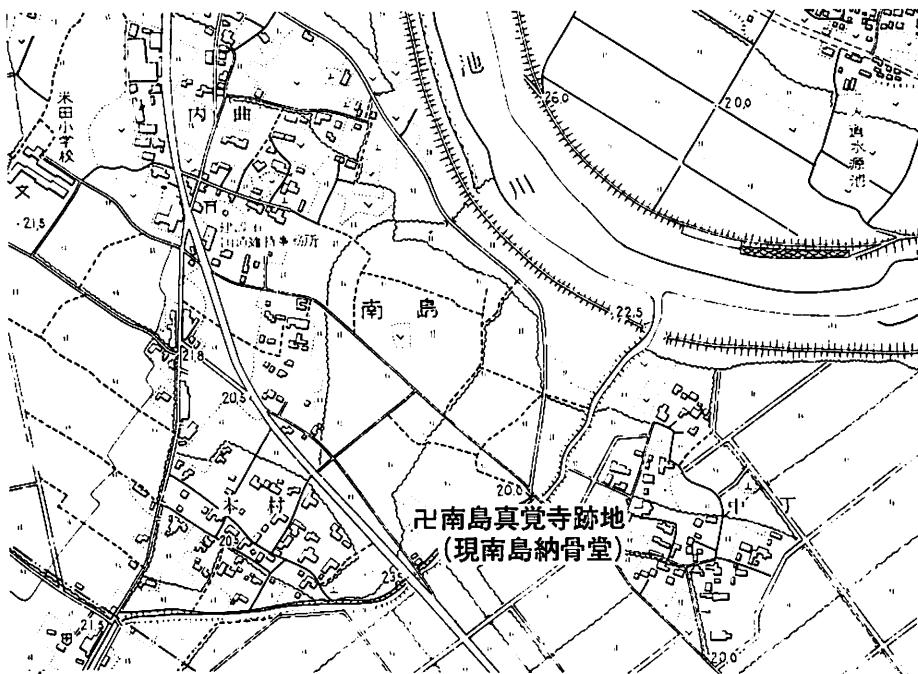
がつていった

のである。

今回はこの

ような状況を、

天正一五年に



第1図 南島周辺地形図（印南島真覚寺）

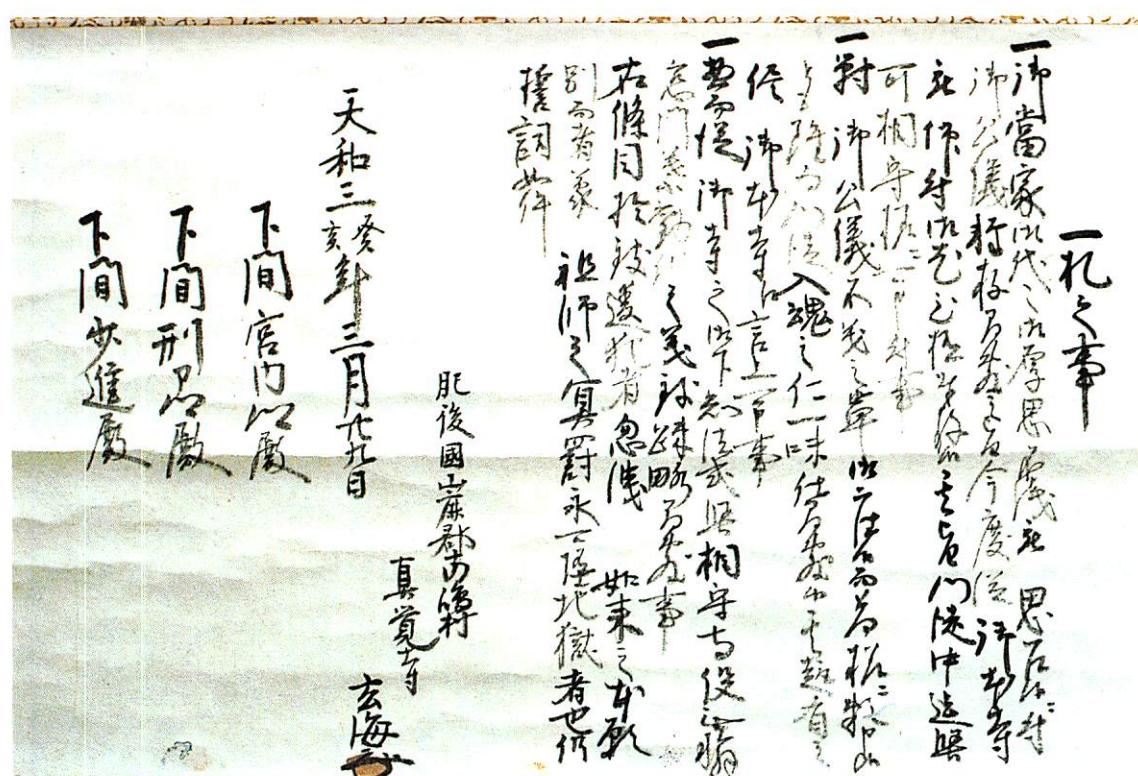
(1) 南島真覚寺の位置と地形

真覚寺創設の地は、現在の山鹿市大字南島字田島一七三四番地（第1図）である。

寺に残る什物には「肥之後州山鹿郡南嶋村真覚寺」等の墨書銘が見られる。この南嶋村は、旧豊前街道沿いに位置する小村落で、村の始源地と思われる本村を中心にして、内曲や中ノ丁等の字名を持つ小集落が水田内に点在している。周辺の字名には、六田、口ノ坪、下須田、下須木等の古代、中世時の名残を留める地名（第2図）も見られ、村の成立時期の古さを物語っている。六田・口ノ坪は古代条里制の名残であり、下須田（下司田）は、莊園領主から下司職に与えられた給田、つまり莊官所有田のことであろう。また、面堂寺など廢寺跡を推定せしむる字名も残っている。現在、真覚寺旧境内地には、南島納骨堂が建てられている。当該地は、蛇行する菊池川の左岸に当たり広大な菊池川の氾濫原に位置する。現在、この一帯は水田となつていて、梅雨期の大洪水時には集落の所在する微高地を残し、一面の大湖水が出現する箇所であった。南島の地名も、恐らくこの状況から生じたものであろう。字名の田島からも窺えるように、寺の所在地は周囲より若干高く島状をなしているが、寺院跡の前面を菊池川の小支流である岩原川が北流している。寺院は、このような場所に立地していたため、度々水害の被害を受けている。真覚寺の過去帳（註2）にも、大洪水の記録が残されており、激しい時には本堂の床上浸水もあつたという。江戸時代、南島村の北方菊池川沿いには、修理は民費による堤防が設けられ、洪水から村を護っていた。また沿岸近くに上津留、下津留の字名も残るので、



山鹿真覚寺の楼門と本堂



住職玄海の血判が見られる天和三年（1683）の誓詞

平成 9 年度 研究紀要

第 3 集

目 次

小村落における近世浄土真宗寺院の成立と展開 桑原 憲彰

—— 旧山鹿郡南嶋村所在真覚寺の場合 ——

1、本文編

○はじめに

1、南島真覚寺の位置と地形	1
2、真宗の伝播と国衆一族の転身	2
3、開山の動機とその時期	3
4、改宗に続く安定・充実期と本末制度	6
5、寺院の生活とそれを支えた人達	8
6、歴代の住職概観	10
7、真覚寺懸案の問題	11
8、浄土真宗寺院の成立と展開	12
9、存亡危機の時代	16

2、関係資料集

1、真覚寺関係文献史料	20
2、同 歴代住職略系図	24
3、同 墓碑関係一覧表	25
4、牧野家位牌と墓所解説	27
5、真覚寺歴史年表	28
6、付・真覚寺小史	33

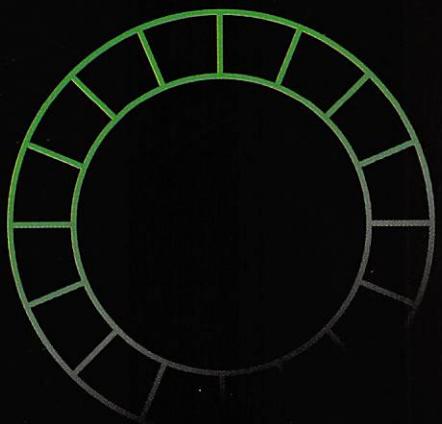
平成 10 年 3 月

熊本県立装飾古墳館



熊本県立
装飾古墳館

平成9年度
研究紀要 第3集



この電子書籍は、熊本県立装飾古墳館 研究紀要 第3集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、全国の歴史博物館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：熊本県立装飾古墳館研究紀要 第3集

発行：熊本県立装飾古墳館

〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地

電話：0968-36-2151

URL：<http://kofunkan.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2018 年 6 月 1 日